

## 第3章 大規模災害復興支援活動

### 1 中越・中越沖地震の視察と支援活動

新潟県中越地震に際しては、大地復興推進会議の呼びかけに応じ、現地視察とシンポジウムへの参加、中越沖地震に際しては、新潟県弁護士会主催「被災地土業合同相談会」に、6名のメンバーを派遣し、相談活動等の支援を行った。

### 2 三宅島噴火被災地への復興支援

三宅島現地調査や関係団体との懇談会、無料相談会、前平野三宅島村長による、噴火災害・復旧・帰島までの歩み、現況等の講演会などの支援を行ってきた。

### 3 伊豆大島土砂災害復興支援活動

伊豆大島の土砂災害においては、東京都との協定に基づき、ワンストップサービス型の相談活動支援を行った。派遣構成員については、弁護士と司法書士を必置とし、家屋被害や土砂災害の技術的な側面に詳しい不動産鑑定士や技術士等とした。

<東日本大震災復興支援>

### 4 大船渡市末崎町碁石地区復興支援

碁石地区復興への取り組みは、2011年10月、碁石地区の5つの公民館長が集まり、住宅の高台移転をはじめ、被災跡地の土地利用について、専門家の支援を得ながら進めようというところから始まった。同年12月3日に第1回（仮）碁石地区復興まちづくり協議会を開催し、復興まちづくりについて話し合ってきた。

### 5 福島避難者支援

福島県から東京に避難された被災者の交流会・相談会（さわやか福祉財団主催）が開催され、支援機構から毎回8名以上の専門家が参加し、相談活動を行った。

### 6 広域避難者支援連絡会 in 東京

東日本大震災により東京に避難している方々を支援するため、交流・連携の場を提供し、都内におけるネットワークづくりやその強化を図る活動を行った。

## 1 中越・中越沖地震の視察と支援活動

### 1) 新潟県中越地震

事務局次長 佐藤 隆雄

2005年4月22日～24日に開催された「新潟県中越大震災・震災から半年 復興スタート宣言・産官学リレーシンポジウム」に参加し、被災地を視察するとともに、新潟県、長岡市、小千谷市、川口町、十日町等被災自治体および、NPO、ボランティア等市民団体からの現地報告を受け、その後、土木学会、建築学会、都市計画学会、都市計画家協会、日本都市問題会議等、阪神・淡路まちづくり支援機構、台湾大地震復興支援団体等と、現地調査報告を行った。また、交流会にも参加した。

### 2) 新潟県中越沖地震の視察と支援活動 事務局員（元代表委員） 菊池千春

#### 1 中越沖地震の概要について

発生日・発生時刻	平成19年7月16日 10時13分23秒
震央・規模	新潟県 上中越沖 マグニチュード6.8
被害総数	死傷者 死者15人 負傷者2,346人 建物全壊1,319棟 大規模半壊857棟 半壊4,764棟 一部破損34,977棟
被害総額	推定1.5兆円（新潟県）

#### 2 派遣要請について

災害復興まちづくり支援機構は、新潟県弁護士会主催「被災地土業合同相談会」の相談員・現地視察希望者を正会員団体から募ったところ、6名のメンバー（不動産鑑定士2名・土地家屋調査士2名・社会保険労務士1名・技術士1名）で相談会会場の柏崎市へ行くことになった。

上越新幹線は一部のトンネル内でコンクリートが剥がれる等の影響で一時全線運休となっていたが、震災当日の午後8時過ぎには全線運転となったので。一行は新幹線を利用し東京を出発した。

#### 3 被災地土業合同相談会について

専門家土業団体は、被災地において各々個別に被災者に対し相談対応していたようであったが、今回のような連携した相談会は新潟県内では初めてだと聞いていた。東京では年1回ではあるが、10土業団体がワンストップで相談者の複雑な問題に対応している経験があるので、その経験を生かして相談会場へ臨んだ。

受付時間開始前から多くの相談者が早々と会場に來られ、受付担当者は複数の相談担当者の割り振りに大変だったようであるが、流れは案外とスムーズだったことを記憶している。控え室にいる者もワンストップでの対応であったので、急遽、相談ブースに呼ばれることもあった。

当日の天候が晴れであったこと。また、相談会場が広く明るい場所であったので、相談者は重い緊張感もなく語れたと思っています。

相談担当者も自分の専門以外のことが分かり、いろいろと勉強になったことは言うまでもない。

### <被災現地の視察>

合同相談会が比較的落ち着いた頃合をみて被災現地の視察をした。東京からの一行は、繰り返しマスコミに報道されているところだけが被災したのだと思っていたが、市内ほとんどの建物が半壊状態、そして土地の地すべりも多くの箇所で見かけ、本当にびっくりした。報道されたところには全国から支援の手をさしのべられるが、報道がされないところへは恐らく支援の輪が届くことはないのではないかと思った。

私たちは出来る限り被災現地へ行き、直接、自分の肌で感じる事が大事であると再認識した。

## 4 相談会と現地視察を終えて

相談会終了後、東京からの一行と地元の新潟県土業合同相談会に参加した皆さんとの懇談会が行われた。

意見交換の中で、「専門土業が合同で開催した今回の相談会は大変有意義であったので回を重ねて取り組みたい」と、多くの人の意見であった。また、被災地への応援ということで支援機構から人員を派遣した今回の試みも確かな手ごたえがあった。

支援機構と他の地域で組織されている土業連絡協議会等との連携をしていくべきだと強く感じつつ、一行は帰京した。

## 中越中地震「被災地土業合同相談会」に参加して 事務局次長 佐藤 隆雄

### 1 はじめに

災害復興まちづくり支援機構では、被災現地での実際の被災者相談を視察・体験しようとの考えから6名のメンバーを、新潟県弁護士会主催の「被災地土業合同相談会」に派遣しました。参加したのは神林 勝利・吉田 雅一（東京都不動産鑑定士協会、菊池 千春（東京土地家屋調査士会）、岡地 力男（東京公共嘱託登記土地家屋調査士協会）、前田 昭博（東京都社会保険労務士会）の各氏と私でした。

### 2 合同相談会



受付を待つ相談者

当日は素晴らしい天気、藤田先生によれば、年に1~2回しかないほどの快晴だそうです。会場に入ると既に多くの相談者が待機しており、受付では主催者メンバーが慌しく準備を進めていました。また、幾つもの相談ブースが整然と並び、相談者の方々を待ち受けていました。そして開始時間になると、受付に並ぶ相談者を前に、相談内容の聞き取り調査がなされました。相談の内容により、どの土業とどの土業の組合せチームを編成するかが検討され、決まった人からそれぞれのブースに入り、相談が開始されました。各ブースでは熱心な相談がなされ、最低でも1人1時間以上はなされていたように見受けられました。2時間以上の人も結構いました。我々、災害復興まちづくり支援機構のメンバーも加わりました。



相談に臨む菊池さん・岡地さん、神林さん・吉田さん

### 3 現地視察

東京では、中越沖地震の報道は専らえんま通り商店街の被害に関するものでしたが、藤田先生から、「郊外部の宅地造成を行なったところの被害や海岸部の集落地の被害もひどいもので、未だ当時のまま放置されているところもある。」というお話を聞き、それならばということで、午後は現地視察をしようということになり、その旨をお断りして、神林さんの車で市内を回りました。実際回って見ますと、被害は広範囲にわたっており、報道は詳細な実態を伝えていないな一思いました。



解体作業の現地

## 2 三宅島噴火被災地への復興支援

三宅島復興支援実行委員長 吉田雅一

### 1 三宅島の現況

2000年9月、三宅島雄山の噴火災害により全島民避難したが、4年5月後の2005年2月から、順次島民の帰島が行われた。しかし、今でも火山ガスの放出が続き、島内の一部地区では高齢者などが居住できないこと、観光人口が大幅減少など、様々な課題が生じている。



ガスによる枯れ木（2012年6月2日） 平野村長と菊池代表委員等意見交換（2011年8月20日）

### 2 これまでの活動実績

- (1) 何でも相談デスクの開設（2011年8月19日）
- (2) 三宅島現地調査と関係団体との懇談会（2011年8月19日～21日、三宅村役場ほかにて）  
支援機構参加者5名。商工団体との意見交換会等。NPO 司法過疎サポートネットワーク（弁護士 小海氏ほか7名）が無料相談会を実施（15件）
- (3) 第8期総会での特別講演（2011年11月30日、弁護士会館にて）  
前平野三宅島村長から、噴火災害・復旧・帰島までの歩みや、三宅島の現況等の講演会
- (4) 三宅村ふるさと村民制度のPR
- (5) 三宅島の復興を考える集い（2011年11月8日）  
噴火災害を体験した宮下加奈さんを囲んでの懇談。支援機構参加4名
- (6) 三宅島の復興支援を考える報告・交流会  
（2012年5月7日、東京税理士会館にて）  
復興支援団体からの活動報告、在京島民等との交流会。  
参加者45名（うち支援機構18名）
- (7) 植林活動（2012年6/1～6/3・11/22～11/24・2013年5/31～6/2）  
NPO 法人園芸アグリセンターが主催する第15回三宅島植樹活動参加。支援機構参加者延10名
- (8) 三宅島島民連絡会等との交流会を春の研修会として開催、講演会、復興支援団体からの活動報告等、参加者25名、内支援機構12名（2012年3月6日、スタジオ鶴吉にて）
- (9) 三宅島植林活動、商工会等への訪問について第9期総会の前に報告会（2012年11月30日）

- (10) 在京島民、三宅島支援者等との交流会  
(2013年12月3日、支援機構参加者3名)
- ① 第7期総会にて東京都との連携事業にて三宅島支援を決議  
(2010年11月30日)
  - ② 佐藤事務局次長からのメールで三宅島支援の実行委員会立ち上げ提案  
(2011年2月11日)
  - ③ 東北大地震、津波、原発爆発の東日本大震災発災(2011年3月11日)
  - ④ 3月の臨時運営員会にて三宅島支援について議論(2011年3月30日)
  - ⑤ 吉田からの三宅島支援小委員会委員の公募(2011年5月12日)
  - ⑥ 三宅島支援の第8期第1回小委員会にて小海弁護士から情報提供を受ける  
(2011年6月15日)
  - ⑦ 三宅島支援第8期第2回小委員会にて相談会交流会の詳細決定  
(2011年6月15日)
  - ⑧ 三宅島支援第8期第3回小委員会にて相談会交流会の最終打ち合わせ  
(2011年7月4日)
  - ⑨ なんでも相談会で「三宅村観光協会の法人化(公益法人)」について相談有、小委員会にて回答
  - ⑩ 三宅島支援第8期第4回小委員会第9期活動計画の検討(2012年5月3日)
  - ⑪ 三宅島支援第9期第1回小委員会開催(2012年12月11日)
  - ⑫ 三宅島支援第9期第1回実行委員会(小委員会から格上げ)  
(2013年4月26日)
  - ⑬ 三宅島支援第10期第1回実行委員会(大島土砂災害支援決定)  
(2013年11月18日)
  - ⑭ 三宅島支援第11期第1回実行委員会(被災地自費ツアー開催提案)  
(2014年10月29日)

### 3 今後の活動計画

2014年12月現地にて商工会等と打ち合わせし、2015年春頃に自費ツアー(10名規模)を計画、島内事業者向けの相談会等、以後毎年企画する。



### 3 伊豆大島土砂災害支援活動報告

事務局員 岡本 正

#### 1 伊豆大島土砂災害

平成25年台風26号は、同年10月16日明け方に大型で強い勢力で伊豆諸島北部を通過した。この台風により、東京都大島町では、1時間に100ミリ以上の猛烈な雨が降り、24時間雨量が824ミリに達するなど、記録的な大雨となった。これにより、東京都大島町東京都大島町に24時間の降水雨量が800ミリを超える大雨をもたらし、その結果、島内で大規模な土砂災害が発生した。大島町では、36名が亡くなり、3名が行方不明となっている。負傷者や住家等の建物被害が多数発生（被災した住家203棟、同非住家182棟、このうち全壊住家71棟、全壊非住家62棟）するなど、甚大な被害が発生した（「【第62報】平成25年台風26号・27号に伴う被害状況等について」等参照）。

#### 2 東京都との専門家派遣協定

##### 1) 専門家派遣協定の概要

災害復興まちづくり支援機構の会員団体は、平成19年、東京都との間で、「復興まちづくりの支援に関する協定書」締結した。災害時に各専門職の能力を活かして、派遣相談事業を実施するというものである。現在は19の専門家団体が協定に参加している。大島町の台風被害は、この災害協定締結後、はじめて協定執行となった。災害復興まちづくり支援機構は、協定に基づき、大島町に、専門家を派遣し、住民や行政の法的課題に対するアドバイスを実施する相談事業を実施するに至った。

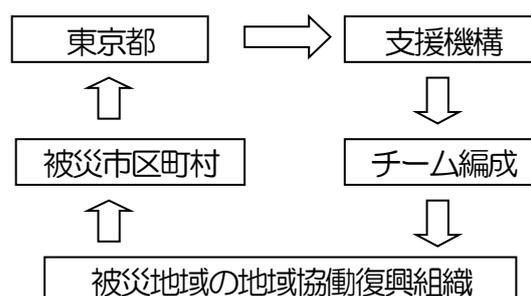
##### ① 復興まちづくりの支援に関する東京都の協定

災害復興まちづくり支援機構の構成団体14団体と東京都は、震災後の復興まちづくりの円滑な推進と被災住民の生活の早期安定を図ることを目的に、「復興まちづくりの支援に関する協定」を締結した。

##### 石原都知事との協定調印風景



##### 被災地域の復興支援模式図



被災地において、被災者が主体となって復興まちづくりやマンション復興などの取り組みを行う場合、被災市区町村から東京都を通じて、災害復興まちづくり支援機構に支援要請が出されるが、この要請を受けて、支援機構では、その問題解決に合致する各専門職能家のチームを編成し、当該被災地域に派遣するというものである。もちろん、これら以外にも、各被災者の様々な復興に関する相談や各種アドバイスの活動も行う。

(協定参加団体)

東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、東京司法書士会、東京税理士会、東京都行政書士会、東京土地家屋調査士会、東京都社会保険労務士会、一般社団法人東京都中小企業診断士協会、公益社団法人東京都不動産鑑定士協会、一般社団法人東京都建築士事務所協会、公益社団法人日本建築家協会、公益社団法人日本技術士会、一般社団法人東京公共嘱託登記土地家屋調査士協会、公益社団法人東京公共嘱託登記司法書士協会、日本公認会計士協会東京会、日本弁理士会関東支部、一般社団法人再開発コーディネーター協会、一般社団法人全日本土地地区画整理士会

## 2) 大島町における専門家派遣事業の概要

専門家派遣の概要は次のとおりである。

●派遣期間：2013年11月21日～11月27日（7日間）

●派遣人員：1日3名の専門相談員

弁護士、司法書士、技術士、不動産鑑定士らが参加

●結果：29名の相談に対応

この派遣期間は、大島町による「罹災証明書」の集中発行期間にあわせている。この期間に、大島町は、東京都や他の支援自治体の協力を得て、罹災証明書の申請窓口と特別相談窓口を開設した。まちづくり支援機構の相談窓口も、これらと同じ部屋に設置された。当初は個別相談の個室のみが用意されていたが、ワンストップサービスを重視する点から、同じ部屋にブースを設置する方針になったという経緯がある。

派遣人員の構成については、初期段階で様々な支援制度の情報提供が求められることや、相続等の問題が多いと予想し、弁護士と司法書士を必置とし、家屋被害や土砂災害の技術的な側面に詳しい不動産鑑定士や技術士が加わるという構成になった。

## 3 専門家派遣による相談実績と相談内容の分析結果

### 1) 相談者の属性～住民のみならず行政機関からの相談も

災害復興まちづくり支援機構による相談実績は、7日間で29人であった。その内訳は、【図1】のとおり、「被災住民」20人（69%）、「行政職員」9人（31%）となった。被災住民だけでなく行政職員からの相談が相当割合を占めていたことが注目すべき点である。

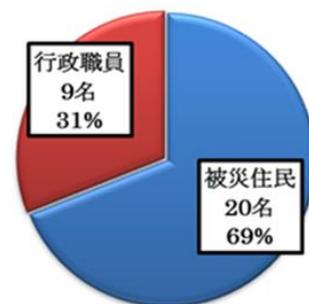


図1 相談者の属性

### 2) 相談内容の内訳

相談内容の内訳は【図2】のとおりである。相談者数を分母とし、相談項目数（相談者が複数項目の相談をした場合は複数カウント）を分子として割合を算出している（したがって、合計が100%を超える）。

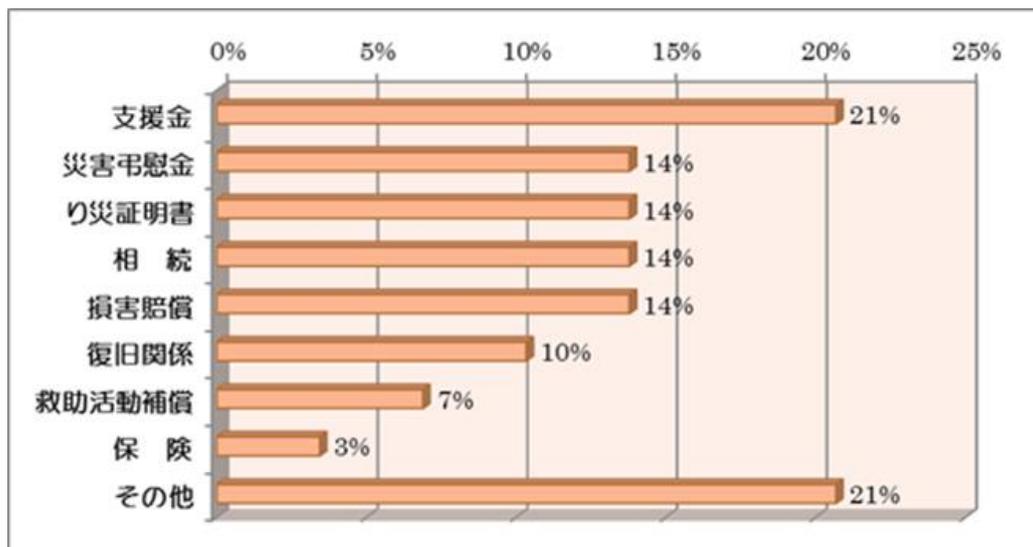
「支援金」（被災者生活再建支援制度やその他の支援等）（21%）、「災害弔慰金」（支給者の範囲や相続との関係等）（14%）、「罹災証明書」（発行手続全般、全壊・大規模半壊等の認定等）（14%）、など行政機関の窓口における各種給付金の申請に関する相談が目立つ。支援として行政給付を求める相談が多い点は、東日本大震災における津波被災地と共通項が多い。

「相続」(14%)の割合が多いことは、亡くなった方が多数に及んだという被害の甚大さを如実に反映している。相続手続への継続的支援が課題になるだろう。

「その他」(21%)には、住宅ローンの問題など身の回りの契約関係の相談も含まれている。民事紛争をどう解決するかは、紛争の顕在化にあわせて、個別に対応していく必要があると思われる。

「救助活動補償」(7%)は、救助活動や現場復旧により、個人の自動車や家屋が撤去された場合の補償問題などである。災害対策基本法のルール整備が求められる分野である。

図2 相談内容の内訳 (分母は相談者数 29 人・分子は相談項目数)



#### 4 まちづくり支援機構による官民連携の成果と課題

災害復興まちづくり支援機構による相談活動が一定の成果を見たのは、①東京都との災害協定に基づく派遣であるという信頼性・安心感があったこと、②大島町の特別窓口と同じ場所に相談窓口が設置されたことで、住民から専門家へのアプローチのハードルが下がったこと、が寄与していると思われる。

課題としては、災害復興まちづくり支援機構としては、復旧復興計画やまちづくり計画にコミットできていない点である。災害直後のみならず、生活再建、復興フェーズになって現れる問題は多く、制度的なサポートが必要になるとすれば、専門職の役割もまた中長期になるはずであろう。

#### 5 付 則

本稿は、以下の発表済資料や論稿を参考または引用して作成したものである。

- ① 東京都「大島の応急復旧に向けた取組について」(平成 25 (2013) 年 12 月) / 弁護士等の専門家の派遣<総務局> (17 頁)
- ② 岡本正「自治体と連携する専門家集団「災害復興まちづくり支援機構」台風 26 号大島町土砂災害の現場から」(月刊ガバナンス (86 頁)、2014 年 2 月)
- ③ 岡本正「災害復興法学」(慶應義塾大学出版会、2014 年 9 月) / 第 2 部第 10 章 / 政策上の展開と課題～官民連携と台風 26 号大島町土砂災害 (27 頁)





## 4 東日本大震災復興支援 大船渡市末崎町碁石地区復興支援活動報告

事務局次長 佐藤 隆雄

### 1 復興への息吹

碁石地区の復興への取り組みは、2011年10月、碁石地区の5つの公民館長が集まり、住宅の高台移転の問題をはじめ、被災地跡地の土地利用をどのようにすべきかなどについて、専門家の支援を仰ぎつつ進めようというところから始まった。10月6日に専門家とともに、今後の進め方について、話し合いを持ったところからスタートした。そして、同年12月3日に第1回（仮称）碁石地区復興まちづくり協議会を開催し、これまで24回に及ぶ協議会を開き、復興まちづくりについて話し合ってきた。

### 2 復興への歩み



これまでの協議会の歩みは以下に示すとおりである。

- 2011年10月06日 碁石地区復興まちづくり準備会
- 2011年12月03日 第1回碁石地区復興まちづくり協議会
- 2012年01月07日 第2回碁石地区復興まちづくり協議会
- 2012年01月21日 第3回碁石地区復興まちづくり協議会
- 2012年02月05日 第4回碁石地区復興まちづくり協議会
- 2012年02月18日 第5回碁石地区復興まちづくり協議会
- 2012年03月19日 第6回碁石地区復興まちづくり協議会
- 2012年04月01日 第7回碁石地区復興まちづくり協議会
- 2012年05月12日 第8回碁石地区復興まちづくり協議会
- 2012年06月23日 第9回碁石地区復興まちづくり協議会
- 2012年07月21日 第10回碁石地区復興まちづくり協議会
- 2012年09月01日 第11回碁石地区復興まちづくり協議会
- 2012年09月29日 第12回碁石地区復興まちづくり協議会
- 2012年11月05日 第13回碁石地区復興まちづくり協議会
- 2012年12月23日 第14回碁石地区復興まちづくり協議会
- 2013年01月26日 第15回碁石地区復興まちづくり協議会
- 2013年02月17日 第16回碁石地区復興まちづくり協議会
- 2013年03月09日 第17回碁石地区復興まちづくり協議会
- 2013年04月13日 第18回碁石地区復興まちづくり協議会
- 2013年06月22日 第19回碁石地区復興まちづくり協議会

2013年07月27日	第20回碁石地区復興まちづくり協議会
2013年08月25日	第21回碁石地区復興まちづくり協議会
2013年11月03日	第22回碁石府地区復興まちづくり協議会 第1回建設委員会・共同発注部会
2013年12月07日	第2回建設委員会・共同発注部会
2014年03月20日	第3回建設委員会・共同発注部会
2014年04月29日	第4回建設委員会・共同発注部会
2014年06月08日	第5回建設委員会・共同発注部会
2014年07月27日	第6回建設委員会・共同発注部会
2014年09月07日	第23回碁石地区復興まちづくり協議会 第7回建設委員会・共同発注部会
2014年10月19日	第24回碁石地区復興まちづくり協議会 第8回建設委員会・共同発注部会

### 3 災害復興まちづくり支援機構の取り組み

支援機構参加の専門士業の連携によりワンストップ型の支援活動を行った。

- i 二重ローン問題等：弁護士・司法書士・税理士
- ii 相続問題等：土地家屋調査士・司法書士
- iii 仮設店舗による営業再開等：中小企業診断士・社会保険労務士  
・行政書士
- iv 被災跡地買い取り問題等：不動産鑑定士・技術士
- v 住宅の自力再建等：建築士・技術士
- vi 地元海産物のブランド化等：中小企業診断士・技術士（水産）・弁理士

### 4 多面的な連携支援対応

碁石地区においては、日大の糸長・藤沢研をはじめ、防災科学技術研究所、首都大の饗庭研、長岡造形大の澤田研、東京文化財研究所、等と幅広い連携で取り組んできた。

### 5 学習会の開催

台湾大学：陳教授＝台湾集集地震の復興、東海大学：近藤教授＝中世の城郭について  
日本大学：石川教授＝碁石地区の水質と蓮栽培について

### 6 行政と（大船渡市）との連携協議

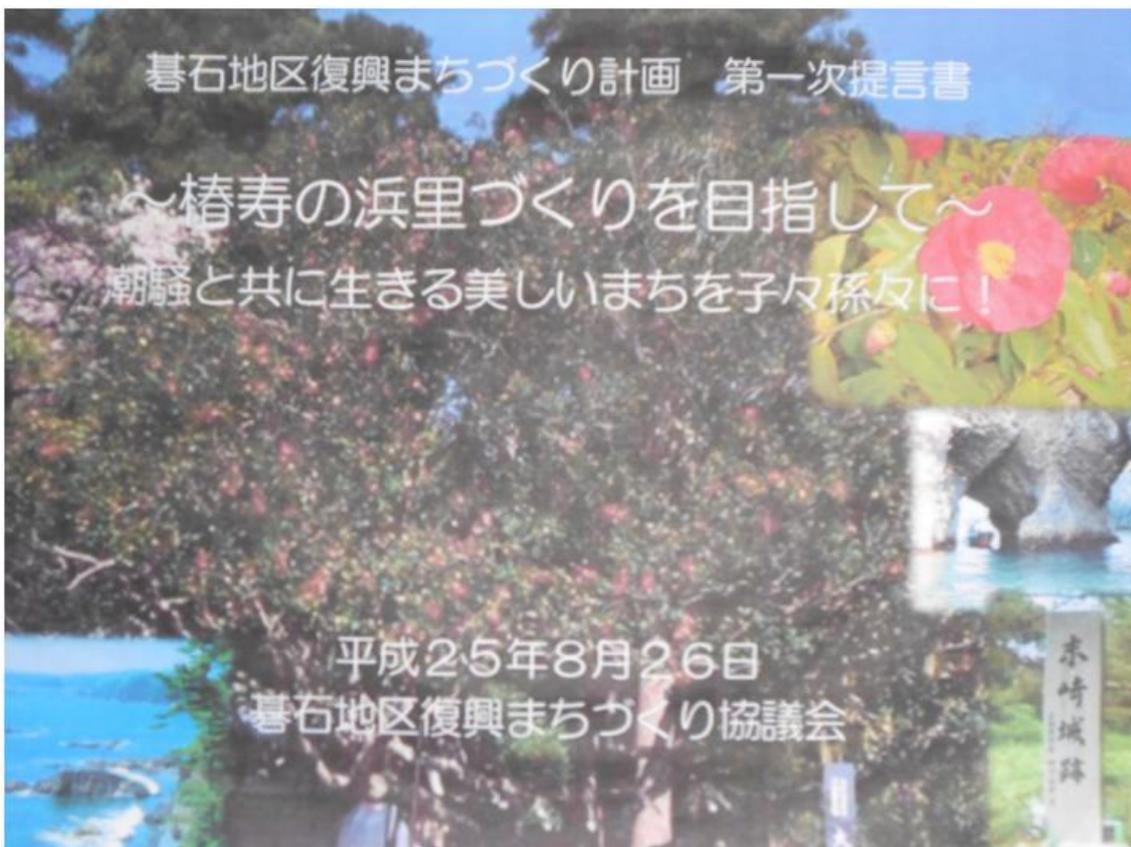
この間、市行政の関係各課（防災集団移転促進課、土地利用調整課、復興政策課、住宅公園課、水産課）との意見交換会及び協議を3回にわたって行ってきた。

### 7 第1次提言書の提出

2012年8月26日に、これまでの検討結果をまとめて、「～椿寿の浜里づくりを目指して～潮騒と共に生きる美しいまちを子々孫々に！」と題する第1時提言を大船渡市長に提出した。この第1次提言書は、その検討結果をまとめたものであり、碁石地区の復興への息吹を示したものである。なお、この碁石地区全体の復興まちづくり計画を「椿寿の浜里づくり計画」と名づけたのは、本地区は、樹齢1400年を数える「三面椿」をはじめ数多くの椿が自生し、藪椿の北限の地として我が国有数の地域であることに由来する。また同時に、長寿を表す椿寿という言葉にあやかっただけのものでもある。

※ 椿寿：《「莊子」逍遥遊の「上古大椿という者あり、八千歳を以て春と為し、八千歳を秋と為す」から》長生きすること。長寿。特に、人の長寿を祝っていう語。

## 第1次提言書 表紙



### 第1次提言書 目次

#### はじめに 復興への息吹と歩み

- 1 復興への息吹・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 2 復興の歩み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 3 学習会の開催・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 4 大船渡市との協議・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

#### 第1章 計画の対象地区と復興まちづくりの基本方針

- 1 復興まちづくり計画の対象地区と世帯数・・・・・・・・・・2
- 2 対象地区の復興方針図・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- 3 計画の策定体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

#### 第2章 景観や環境、新旧コミュニティに配慮した

##### 高台移転住宅団地と再建住宅づくり計画

- 1 碇石らしさを継承・創造する高台移転住宅団地・・・・・・・・4
- 2 高台移転住宅団地に建設する再建住宅のあり方・・・・・・・・10
- 3 家族構成（ライフステージ）別での再建住宅モデル案・・・12
- 4 実現に向けた事業提案・・・・・・・・・・・・・・・・・・14

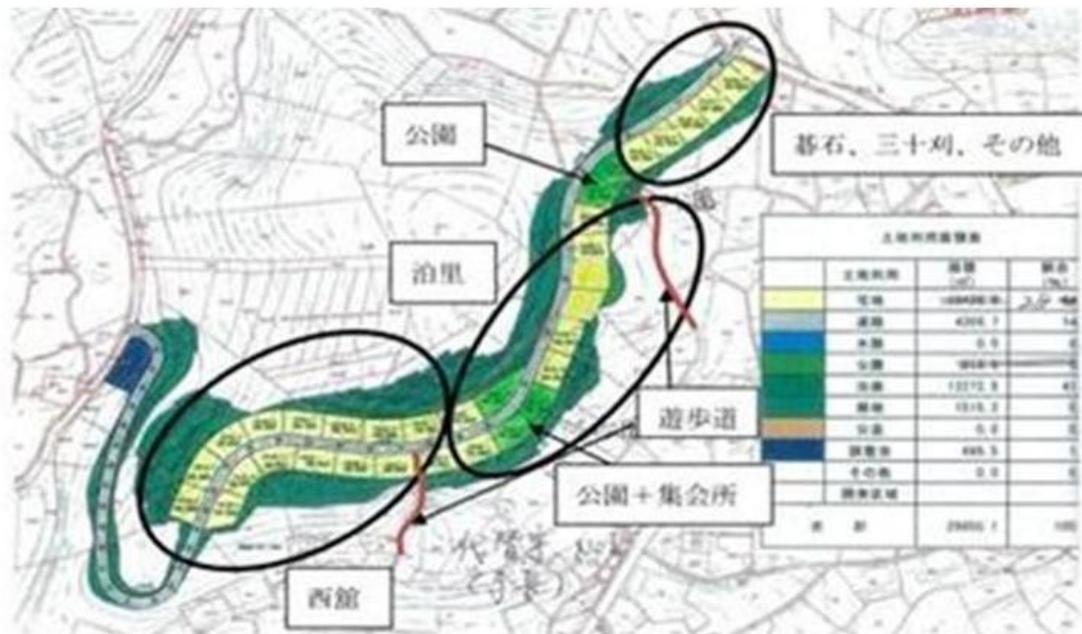
#### 第3章 津波被災跡地での生業(なりわい)・暮らしの再生にむけた跡地利用計画

- 1 碇石地区まちづくり原案・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
- 2 被災跡地の基盤整備と土地利用計画・・・・・・・・・・18
- 3 津波被災跡地利用計画(図)とゾーニングの解説・・・・・・・・19

4 実現に向けての事業提案・・・・・・・・・・・・・・・・	25
第4章 気仙は一つ 復興広域計画	
1 気仙27城巡り=311大震災鎮魂の祈りコース・・・・・・・・	28
2 海と大地の悠久の歴史を巡る	
太古から縄文、近世まで丸ごと案内ジオパーク・・・・・・・・	29

## 8 景観や環境、新旧コミュニティに配慮した高台移転住宅団地と再建住宅づくり計画

これまで住宅部会として議論してきたものを新たに「碁石地区高所移転住宅地建設委員会」（以下建設委員会と略す）として、防災集団移転促進事業に参加する被災者を組織し、新たに建設される高台移転地における街並み形成や住宅の配置等を含むまちづくりルールについて話し合いを進めると共に、一戸建て住宅を建てる複数の住民がグループを組み、工事を共同発注することで、使用や建設時期を揃え、資材や職人の手配を効率化し、建設費の節減と工期の短縮を図るとともに、建設材料の共通化による街並み・景観形成の可能性を図ることを目的に、共同発注方式の導入による高台移転住宅の建設について、「碁石高台住宅共同建設組合」（以下共同発注部会と略す）を組織して、検討を進めてきた。検討では、初めに移転先地の決定に関してであったが、それぞれの希望を募ったところ、かちあったのは、1箇所のみであり、話し合いで解決した。他は全員希望地が選択された。この間、日本建築家協会岩手地域会の8名のメンバー（リアスの風）が物わり、建設委員会に対するアドバイスを行うと共に、全体計画のコーディネータを果たすことと、共同発注部会の受注を受ける母体として、受注会社を設立することを決定した。また、共同発注部会の顧問として、支援機構から、安藤事務局長と佐藤事務局次長が就任することになった。さらに、「碁石地区高所移転住宅地 建築及びまちづくり協定」も全員の合意で締結された。

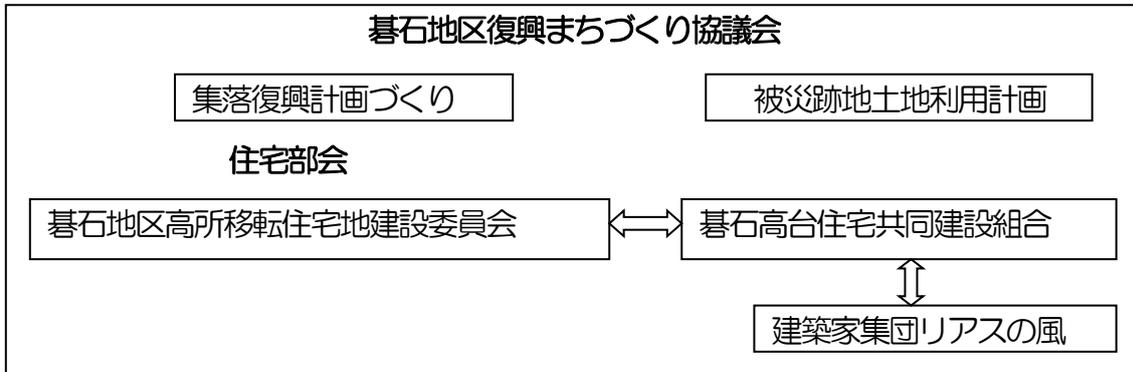


2014年9月に再開された復興まちづくり協議会においては、市から示された泊里漁港の防潮堤の議論が中心に行われ、取り付け道路の問題や展望広場の設置、陸側法面の海浜植生による緑化などが話し合われた。また第1次提言書について、①行政にお願いするもの、②復興協議会自らが取り組むべきもの、③行政と共同で取り組むべきもの、

の仕分け作業を行うことが話し合われた。さらに、そのために、まちづくり会社のような、経営主体を設立することについても、今後検討して行くことになった。

以上の経過を経て、碁石地区復興まちづくり協議会の組織形態は、以下に示すように発展してきている。

### 碁石地区復興まちづくり協議会の組織形態



※ 碁石地区高所移転住宅地建設委員会・共同建設組合合同で住戸配置を検討

## 9 碁石囲碁祭りの開催

支援機構は予ねてより企画提案していた碁石海岸の名称にちなんだ「碁石囲碁祭り」が、東京命のポータルサイト、日本棋院、碁石復興まちづくり協議会、災害復興まちづくり委員会、等々で構成される実行委員会によって、7月18日～21日にわたって盛大に開催された。支援機構は「何でも生活相談」を担当し、被災者の方々の相談・アドバイスを活動を行った。

## 10 付 則

また、この間、支援機構による碁石地区復興支援に関する報告は、農村計画学会平成26年度春期大会シンポジウム、農村計画学会誌、日大国際シンポジウムポスターセッション、季刊「まちづくり」、日経ビジネス、等々に発表している。また、碁石地区復興まちづくり協議会ニュースを23号まで発行した。

<http://ofunato-city.ecom-plat.jp/group.php?gid=10033>



## 5 東日本大震災復興支援 福島避難者支援

事務局長 安藤 健治

主に福島県から東京に避難された被災者の交流会・相談会がさわやか福祉財団主催にて開催され、協力団体として支援機構から毎回8名以上の専門家が参加して、被災者への相談会の対応をおこなった。相談内容は、就業補償、慰謝料、財産損害、事業損害などの原発賠償関係、放射性物質知識、除染方法、区分建物認定、就業先とのトラブル、相続問題、固定資産税などである。

### 1 2011年度

- ① 2011年10月1日(土)14:00~17:00 小松川3丁目団地1階集会室  
公益財団法人さわやか福祉財団主催「避難者交流会&相談会」に支援機構から8名の専門家が参加して、相談会対応を行った。
- ② 2011年10月16日(日)14:00~16:00 九段上集会室 洋室B  
公益財団法人さわやか福祉財団主催「避難者交流会&相談会」に支援機構から専門家が参加して、相談会対応を行った。
- ③ 2011年10月22日(土)14:00~16:00 東篠崎1丁目団地集会室 絆会館  
公益財団法人さわやか福祉財団主催「避難者交流会&相談会」に支援機構から専門家が参加して、相談会対応を行った。
- ④ 2011年10月29日(土)14:00~16:00 イーハトーブ吉番館・式番館集会室(練馬区)  
公益財団法人さわやか福祉財団主催「避難者交流会&相談会」に支援機構から専門家が参加(1名)して、相談会対応を行った。
- ⑤ 2011年10月30日(日)11:30~13:30 小松川3丁目団地1階集会室  
公益財団法人さわやか福祉財団主催「避難者交流会&相談会」に支援機構から専門家が参加して、相談会対応を行った。
- ⑥ 2011年11月10日(木)12:30~15:00 八重洲富士屋ホテル2階櫻の間  
公益財団法人さわやか福祉財団主催「福島県被災者同行会第2回全体交流会&相談会」に支援機構から専門家が参加して、相談会対応を行った。
- ⑦ 2011年12月17日(土)13:00~15:00 八王子学園都市センター  
公益社団法人さわやか福祉財団主催の「八王子・多摩地区避難者交流会&相談会」に支援機構から14名の専門家が参加して、相談会対応を行った。
- ⑧ 2011年12月18日(日)13:00~15:00 小松川3丁目団地1階集会室  
公益財団法人さわやか福祉財団主催の「避難者交流会&相談会」に支援機構から8名の専門家が参加して、相談会対応を行った。
- ⑨ 2012年1月22日(日)13:30~15:15 東篠崎1丁目第2アパート集会室 絆会館  
公益財団法人さわやか福祉財団主催「避難者交流会&相談会」に支援機構から専門家が参加して、相談会対応を行った。
- ⑩ 2012年1月30日(月)13:30~16:00 八重洲富士屋ホテル2階  
公益財団法人さわやか福祉財団主催「福島県被災者同行会第3回全体交流会&相談会」に支援機構から10名の専門家が参加し相談会の対応を行った。
- ⑪ 2012年2月4日(土)14:00~16:00 小松川3丁目団地 1階集会室

公益財団法人さわやか福祉財団主催「避難者交流会&相談会」に支援機構から専門家が参加して、相談会対応を行った。

- ⑫ 2012年2月11日(土)9:45~11:45 パルテノン多摩4階第2・第3会議室  
公益財団法人さわやか福祉財団主催「第2回八王子・多摩地区避難者交流会&相談会」に支援機構から専門家が参加して、相談会対応を行った。
- ⑬ 2012年2月26日(日)11:00~16:00 しのぎ文化プラザ  
江戸川区主催丸井の衣料品無料提供会に併設された公益財団法人さわやか福祉財団主催「避難者交流会&相談会」に支援機構から専門家が参加して、相談会対応を行った。
- ⑭ 2012年3月20日(祝日)14:00~16:30 東京国際フォーラムホールD  
福島大交流フェアに併設された公益財団法人さわやか福祉財団主催「避難者交流会&相談会」に支援機構から専門家が参加して、相談会対応を行った。
- ⑮ 2012年3月25日(日)10:00~12:00 八重洲富士屋ホテル  
公益財団法人さわやか福祉財団主催「東日本大震災被災者支援フォーラム」に中野事務局長がパネリストで参加
- ⑯ 2012年3月25日(日)13:00~15:00 八重洲富士屋ホテル  
公益財団法人さわやか福祉財団主催「福島県被災者同行会第4回全体交流会&相談会」に支援機構から10名の専門家が参加し相談会の対応を行った。
- ⑰ 2012年5月20日(日)14:00~16:00 八重洲富士屋ホテル  
公益財団法人さわやか福祉財団共催「浪江町避難者交流会」に支援機構から15名の専門家が参加し、相談会の対応を行った。
- ⑱ 2012年7月25日(水)14:00~16:00 八重洲富士屋ホテル  
公益財団法人さわやか福祉財団主催「パネル討議&交流会」に支援機構から15名が参加し、相談会対応を行った。

## 2 2012年度

- ① 2012年10月20日(土)13:00~16:00 工学院大学会議室  
公益財団法人さわやか福祉財団主催の「避難者交流会併設の相談会」に支援機構から複数名の専門家が参加して、相談会対応を行った。
- ② 2012年11月17日(土)13:00~16:00 国分寺エルホール  
公益財団法人さわやか福祉財団主催の「第2回ふるさと交流会」に支援機構から複数名の専門家が参加して、相談会対応を行った。
- ③ 2012年12月24日(祭)10:00~12:00 東京国際ホール  
公益財団法人さわやか福祉財団主催「東日本大震災被災者支援フォーラム」に支援機構から複数名の専門家が参加して、相談会対応を行った。
- ④ 2013年1月17日(木)13:00~15:00 北沢タウンホール  
公益財団法人さわやか福祉財団主催「第3回ふるさと交流会」に支援機構から複数名の専門家が参加して、相談会の対応を行った。
- ⑤ 2013年3月1日(金)13:00~16:00 大森東急イン  
公益財団法人さわやか福祉財団主催「第4回ふるさと交流会」に支援機構から複数名の専門家が参加して、相談会対応を行った。
- ⑥ 2013年3月20日(祭)13:00~16:00 アーバンネット神田カンファレンス  
公益財団法人さわやか福祉財団主催「県外避難者ネットワーク」に支援機構から複

数名が参加して、相談会対応を行った。

- ⑦ 2013年5月24日(金)13:00~16:00 三軒茶屋キャロットタワー  
公益財団法人さわやか福祉財団主催「第5回ふるさと交流会」に支援機構から11名の専門家が参加して、相談会対応を行った。
- ⑧ 2013年7月18日(木)13:00~16:00 立川アレアホール  
公益財団法人さわやか福祉財団主催「第6回ふるさと交流会」に支援機構から10名の専門家が参加して、相談会対応を行った。

### ③ 2013年度

- ① 2013年12月23日(月・祝)14:00~16:45 東京国際フォーラム  
公益財団法人さわやか福祉財団主催の「ふくしま避難者交流会」に支援機構から複数名の専門家が参加して、相談対応を行った。
- ② 2014年1月29日(水)14:30~16:30 中野サンプラザ  
公益財団法人さわやか福祉財団主催の「第8回福島ふるさと交流会」に支援機構から複数名の専門家が参加して、相談対応を行った。
- ③ 2014年6月21日(土)13:40~16:20 ハロー貸会議室秋葉原Ⅱ  
公益財団法人さわやか福祉財団主催「第1回福島ふるさと交流会」に支援機構から複数名の専門家が参加して、相談会対応を行った。
- ④ 2014年8月24日(日)13:30~16:30 友愛会館ホール  
公益財団法人さわやか福祉財団主催の「第2回福島ふるさと交流会 in 芝公園」に支援機構から複数名の専門家が参加して、相談対応を行った。

## 4 その他団体との共催による相談会など

- ① 2013年3月24日(金)13:00~16:00 飯田橋東京ボランティアセンター  
JCN広域避難者支援ネットワーク形成事業「広域避難者ミーティング in 東京」に支援機構から中野事務局長がパネラーとして参加し、その他支援機構から複数名の専門家が参加した。
- ② 2013年6月29日(日)10:30~16:00 東京YWCA会館  
東京YWCA主催「東日本大震災バザー」に支援機構から13名の専門家が参加して、相談会対応を行った。
- ③ 2013年8月8日(木)13:00~16:00 日本財団ビル  
支援機構が主催者の一団体として公「平成25年度第1回広域避難者ミーティング in 東京」を開催し、安藤事務局長外支援機構から複数名の専門家が参加した。
- ④ 2014年6月28日(土)10:30~16:00 東京YWCA会館  
東京YWCA主催「第4回東日本大震災バザー つながるカフェ相談会」に支援機構から複数名の専門家が参加して、相談会対応を行った。



## 6 広域避難者支援連絡会 in 東京

代表委員 山口 豊

広域避難者支援連絡会 in 東京は、東日本大震災により東京に避難している方々を支援するため、以下のことを目的に平成 25 年 5 月 22 日に設立。

### 1 目的

- ① 避難者支援団体の交流、連携を促すための情報交換の場を提供し、様々な支援手法・アイデアを共有し、さらなる支援の充実・工夫を図る
- ② 専門家の取組、支援団体が活用できる助成など、支援の参考となる情報を紹介する
- ③ 東京都内における避難者支援団体の交流を進め、地域でのネットワークづくりやその強化を図る

### 2 連絡会参加団体

荒川区社会福祉協議会 いたばし総合ボランティアセンター公益財団法人さわやか福祉財団 災害復興まちづくり支援機構震災がつなぐ全国ネットワーク全労済(全国労働者共済生活協同組合連合会) 中央労働金庫東京災害ボランティアネットワーク東京都生活協同組合連合会東京ボランティア・市民活動センター東京労働者福祉協議会

### 3 事業内容

- ① 定期的な連絡会の開催  
都内各地域で行なわれている避難者支援情報の共有、避難者支援の企画等
- ② 広域避難者支援ミーティングの開催  
避難者支援団体の交流、連携を促すための情報交換の場を提供し、様々な支援手法・アイデアを共有、さらなる支援の充実・工夫を図ることを目的とした全国的な広域避難者支援ミーティングの実施。このうち、広域避難者支援ミーティング in 東京は、東日本大震災により東京に避難されている方々が創設した当事者団体同士の交流や、支援団体との交流・連携を促すための情報交換の場として開催。これまで、6 回のミーティングを開催した。
- ③ 情報収集と情報発信  
都内、その他の地域における、避難者支援団体の取組等を紹介し、様々な支援手法・アイデアを共有。月 3 回ペースでメールマガジン「避難者支援ニュース東京」の配信を実施。

### ※ ホームページ

<http://kouikihinan-tokyo.jimdo.com/>

## 第4章 付属研究会の活動

### 第1研究会 専門家の役割研究会

附属第1研究会では、専門家が大規模災害時にどのような役割を果たしうるのかについての研究活動に取り組み、復興のプロセスと専門家の関わり方を示す、「復興ロードマップ」を①こころと身体の復興、②住まいとまちの復興、③産業と学業の復興の3分野にわたって作成した。

### 第2研究会 マンション問題研究会

附属第2研究会では、首都直下地震において大きな問題となるであろうマンション問題についての研究活動を行っている。活動は、相談活動と講演会、及び会員への研修である。H26年には、マンション問題 Q&A を400部作成し配布した。

### 第3研究会 事業継続（BCP）研究会

附属第3研究会では、事業継続計画（BCP）を中心として、大規模災害後の企業復興の手法についての研究活動を行っている。特に、中小企業におけるBCP研究に力を注ぎ、「中小企業向け超簡易版BCPガイドラインによる某企業BCPの実例研究」などを行っている。

### 第4研究会 専門家連携研究会

附属第4研究会は、専門家連携の研究に当たり、①支援機構の構成団体相互の連携、②支援機構参加団体以外の東京の他の資格者団体との連携、③阪神・淡路まちづくり支援機構など他地域の災害復興支援士業団体との連携、を図ることを目標に活動を行っている。

### 第5研究会 グリーンツーリズム研究会

附属第5研究会は、農作業体験などを楽しむグリーンツーリズムを通じて、首都圏の各地域と遠方の各地域が日常的に交流を深め、首都圏において地震などの大規模災害が起きたとき各地域ごとに遠方に疎開し、コミュニティを維持しつつ避難するという仕組みを多くの自治体や町内会に導入するための手法を研究する。



# 1 附属第1研究会：専門家の役割研究会

座長 佐藤 隆雄

附属第1研究会は、大規模災害時に専門家として、どのような役割を果たし得るのかについて研究を重ねてきた。

当初は、各士業団体から1名以上の参加者を募り、阪神・淡路大震災時において、どのような役割を果たしたのかの事例を集め整理する活動を、約2年間実施した。

## 参加メンバー表

	氏 名	所 属
①	倉本 義之・中野 明安	弁護士会
②	山本 好・林 順子・櫻野 薫彦	東京司法書士会
③	鹿島 主計・前川 尋康	東京行政書士会
④	曾根 浩一	東京土地家屋調査士会
⑤	山下 義・亀澤 大介	中小企業診断士会
⑥	神林 勝利・田辺	東京都不動産鑑定士協会
⑦	大塚 信吾	社会保険労務士会
⑧	佐藤 勝利・木口 憲司	再開発コーディネーター協会
⑨	山口 豊	日本技術士会
⑩	庫川 尚益	日本建築家協会
⑪	紙田 和代・保高 尚紀	土地区画整理士会
⑫	佐藤 隆雄	支援機構事務局次長

### ◎ 調査票

団体名：＜ 司法書士会 ＞ 記入者名：（ 山 本 好 ）

	大 項 目	詳 細 項 目 & 事 例	解 説
①	平常時において貴団体ができること	<p>災害を想定して準備する際に重要なことは、現状を回復（復旧）することと、現状では改善できずに抱えている問題を解決すべきことを分けて考えるべきです。</p> <p>災害復興時には、これを逆に好機と捉えて、取り壊すことが前提となることなど、普段では解決できない問題の解決を図ることについて、事前に話し合っておくことを、専門家として支援すること。</p>	<p>たとえば</p> <p>1 共有私道上の障害物で私権の対象となってしまっているものなどを除去するために、事前に話し合いを行い、災害時には復旧ではなく改善することの関係者・コミュニティの合意を形成しておく。</p> <p>2 災害対策用品置場やごみ置場など、設置することで利用上のネックになってしまう場所などを確保するための合意形成を目指す。</p> <p>3 高齢者など日常支援を</p>

			要する住民の情報を収集しておく。
②	災害時において貴団体ができること	発災時には、できることは限定されてしまうが、①に記載した活動を通じて知りえた、コミュニティの構成員の詳細と、どこにどのような緊急支援が必要かという情報を提供する。（そのために事前に情報を整理し、活用できる準備をしておく。）医療・緊急生活支援・ライフライン確保のあとは、①に関連する法律・登記関連問題に相談員と相談場所を提供する。若い会員は生活支援ボランティアを行う。	事務所を普段から住民に知ってもらい、災害時に、連絡手段を利用するなど、連絡拠点として活用する。 相談場所として提供する。
③	①及び②に掲げた項目についての事例	公衆用道路上に、塀や家屋・造作などの私有物がはみ出して存在してしまっ、その権利主体が転々とし、境界や権利関係の判断が困難になっている場合など。	安定した権利関係を維持し、公示する制度である登記その他の法律関係を担っている司法書士は、現状の問題がどこにあるのかを探ること、そのためにコミュニティの意思疎通をあらかじめ活発に行うことを支援することが求められる。
④	それぞれの団体が共同して行なった事例	阪神淡路 東海豪雨 新潟地震 新潟豪雨 その他	1 相談事業への相談員派遣支援 2 経済（金銭・物資・）支援 3 情報（要支援・広報）支援 ・日司連事業 ・ブロック（関東・近畿など）事業 ・都・県単位会事業 ・支部（2～3自治体単位）事業 ・個人ボランティア

◎ 大規模災害時において、果たした専門家の役割事例

1 <弁護士>

- 借地借家に関する事
- 土地工作物（建物解体撤去）に関する事
- 債権債務取引、不動産担保滅失に関する事
- 保険に関する事
- 隣近所との権利関係に関する事
- 損害賠償に関する事
- 破産に関する事
- 雇用・労災（解雇・内定取消・失業保険）に関する事
- 請負契約の瑕疵担保に関する事
- 相続に関する事
- 土地区画整理事業等の都市復興に伴う諸問題

2 <司法書士>

- 借地借家に関する事
- 相隣関係（建物倒壊、境界確定など）
- 不法行為（建物倒壊、隣地立入など）
- 相続、遺言に関する事
- 会社法務に関する事
- 供託に関する事
- 成年後見に関する事
- 契約（売買・請負など）に関する事
- 都市計画、区画整理、再開発、建築制限に関する事
- 債務整理（自己破産・個人再生など）に関する事
- 上記に関する和解、調停、裁判等手続き、ADR 手続き、不動産・商業登記手続

3 <税理士>

- 税務、金融等に関する相談（行政設置の相談会場、避難所へ出張相談等）
- 災害時における税制上の特例的取扱い
- 確定申告期限や納付期限の延長措置
- 災害減免、雑損控除などの税負担減免措置

4 <行政書士>

- 危険物取扱事業場の許認可
- 暴徒への対応
- 外国人登録、出入国管理（外国人ボランティアの受け皿手続）
- 通信、水道、エネルギーの確保対策（仮設届等）
- 被災者の治療、輸送（医療、福祉施設の紹介）
- 人事的業務（被災者の親族調査：相続人、戸籍調査 外国人登録、出入国管理）
- 登録自動車に関連する調査
- 廃棄物処理清掃法、浄化槽法上の許認可手続
- 各種営業許認可の変更、廃業手続
- 建設工事の入札業務支援
- 保険金請求手続

5 <土地家屋調査士>

- 滅失建物の調査：全壊建物の法務局への滅失登記申請、既登記・未登記の調査  
半壊既登記建物に関する滅失登記手続（建物要件を満たしているか否か）
- 複雑に絡む権利や補償金問題の相談
- 境界復元・確定作業：家の再建、不動産の売買、遺産相続
- 土地の境界にまつわる紛争問題を解決支援（「境界紛争解決センター」を弁護士会と共同で現地調査や鑑定測量等を実施、仲裁や和解の手続きをする）

6 <中小企業診断士>

- リスクマネジメントの支援（万一を想定しての事業計画、保険など）
- 災害復興計画の作成支援（個別企業・商店街の再建、共同化など）
- 公的支援施策の適用のアドバイス及び手続
- 資金調達支援（緊急融資制度の適用を含む）

## 7 <不動産鑑定士>

- 各被災者の従前資産（不動産）及び権利関係の調査（所有権、借地権、底地、借家権など）
- 市街地の復興のための基本計画策定 ●各被災者の復興における意向・動向調査
- 地域のまちづくり計画の策定 ●まちづくり活動の支援
- 復興手法の検討及び提言
- 土地区画整理事業、市街地再開発事業等の調査及び基本計画立案
- 建て替え事業、共同ビル事業の事業計画及び資金計画の策定
- 各被災者の従前資産（不動産）の評価（所有権、借地権、底地、借家権など）
- 地代・家賃等の調査及び評価 ●従後資産（不動産）の評価
- 権利変換計画の策定並びに権利調整
- 従後資産（不動産）の管理運営計画の作成（管理規約、管理組織、管理費の積算等）

## 8 <社会保険労務士>

- 災害発生時の連絡、指示系統の作成および人事管理
- 災害訓練の指導及びマニュアル作成 ●非常持ち出し品の指導及びマニュアル作成
- 安全衛生法等による事業場の安全確保（避難口の確保、廊下・通路等の整備、指導及びマニュアル作成） ●危機管理マニュアルの作成
- 健康保険法一傷病手当金等 ●労災保険法一死傷病・休業補償等、
- 厚生年金保険法 ●労災保健法一遺族・障害年金等
- 事業が継続できない事業所及び困難な事業所に対する相談
- 労働基準法一解雇、契約（中途解約）問題、監督署への届出等、労働基準法に基づく諸問題
- 雇用保険法一失業給付
- 安全衛生法一事故報告及び対策（火災、爆発、建物等の倒壊、ボイラー・クレーン等）

### ◇労働・社会保険に関する諸問題

- 労働・社会保険料を支払いきれない事業所の相談 ●各種資格証の再発行（年金証書、健康保険証、年金手帳）等
- 地域雇用開発等促進法及び労働社会保険諸法令に基づく各種助成金
- 給与計算 ●産業カウンセリング（メンタルヘルス）
- 雇用環境の整備、アドバイス・要員計画、職務再編成等
- 賃金水準検討、賃金体系等の相談

## 9 <再開発コーディネーター>

- 復興基本計画支援：公共団体からの支援要請にもとづき、被災地の復興基本計画等作成等支援を行う
- 被災地における、集合住宅等の共同再建相談所等へコンサルタント、アドバイザーを派遣
- 被災地の復興支援：被災地復興のための、まちづくり、共同化、市街地再開発事業等に関し、住民、権利者の合意形成等推進を支援する（公共団体からの支援要請）
- 集合住宅再建等支援：被災地の集合住宅再建・共同化（いわゆる被災マンション建替等）についての住民合意形成等について支援を行う（住民・管理組合等からの要請）

## 10 <建築士>

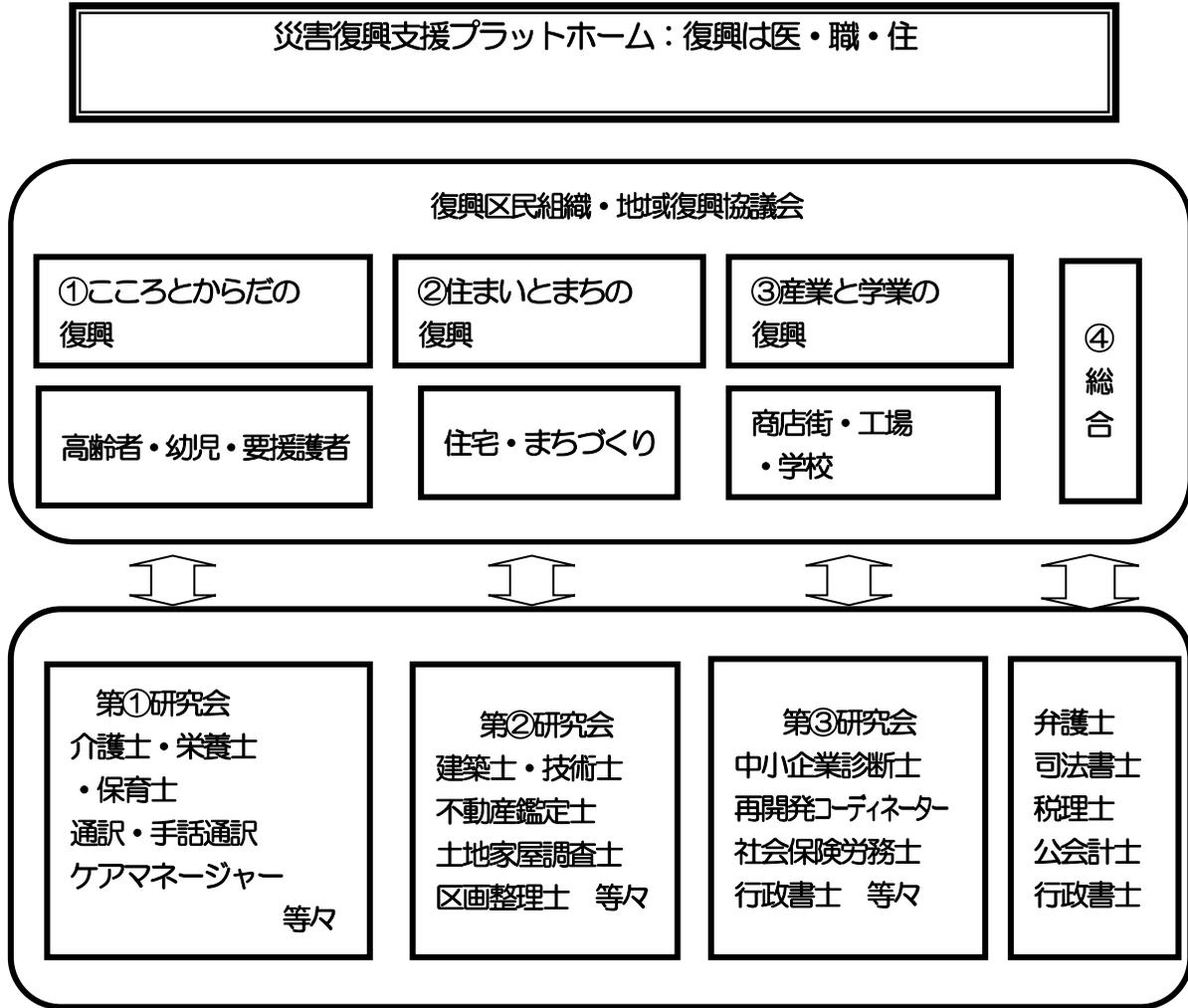
- 「災害対策委員会」を常置 ●応急危険度判定活動 ●被災度判定活動
- 防災マニュアル、木造耐震マニュアル、非木造耐震マニュアル等の作成と周知
- 全国防災ネットワークの設置
- 非常時のための活動資金として災害ファンドの設置
- 災害対策に関する建築団体5団体による実務者協議
- 復興に向けた建築相談窓口の設置及び被災者支援イベントの実施

## 11 <区画整理士>

- 被災地周辺の権利状況の基礎調査とデータベース化（所有権、借地権、借家人、住民票調査等）
- 被災状況調査 ●復興基本構想策定 ●事業構造(導入事業等)の検討
- 基本計画及び事業計画の策定
- 被災者からの相談、復旧・復興まちづくりの作成及び技術支援、
- 計画作成のための合意形成支援

その後、東京都墨田区に設けられた復興専門活動組織（略称：墨田復興プラットフォーム）に合流し、復興のプロセスを検討すると共に、そのプロセスにおける専門家の果たす役割についての検討を、①住まいとまちの復興研究会、②産業と学業の復興研究会、③ここらとからだの復興研究会 を設け、復興のプロセスと必要とされる専門士業との関わりを示す、復興ロードマップの作成や耳の不自由な被災者を対象としたコミュニケーション・カードの作成・普及等の活動を行った。

復興ロードマップと専門家の役割に関する研究第一次案





1 「こころとからだの復興」プロセス検討シート

課題	発災直後～	1週間～	1ヶ月～	2ヶ月～	
医療復興	○民間医療機関の再建	状況把握	区内医療機関の被災状況の調査・都への報告	該当医療機関への融資の周知、受付など(国、都等により被災した医療機関への融資などが実施される場合)	
	○地域医療体制の早期確立		医療機関の相互連携の強化 平時には休職中の医師・看護師 診療可能な医療機関情報の区民への提供	応急仮設診療所の必要性の検討 応急仮設診療所の診療科目、医師の確保について医師会と協議調整 応急仮設診療所の設置・運営	
保健分野の復興	○メンタルヘルスケア	状況把握	電話相談の開設、精神相談室の設置等 精神相談チームの被災地の循環		
	○健康、衛生管理		保健師等による巡回健康調査、健康相談、食生活、衛生管理指導等の実施 公衆浴場の営業状況の把握と情報提供 公衆浴場の債権支援	行政書士	
福祉分野の復興	○高齢者、障害者の一時入所、福祉人材の確保	状況把握	二次避難所の施設状況に応じた一時入所を図る 都、近県に協力を求め、施設を確保する。	不動産秋室情報の収集 通所施設の再開 ホームヘルパー、介護支援専門員、福祉ボランティア等の確保、派遣 民生委員、保健師、ボランティアなどによる声かけ見守り	
	○外国人へのケア		外国人に有用な情報を広報氏などにより提供する。 都に状況や、必要とする援助について情報提供 外国人相談窓口を設置、相談受付	福祉用具(ベッド外) パソコン(インターネット) ルビ付広報紙 ラジオ等での情報配信 司法書士(成年後見)	
	○災害弔慰金等の支給		外国人相談窓口ではなく、総合案内窓口の一部に外国人対応可能な人員を配置する。	災害障害見舞金、弔慰金の支給	行政書士
	○特別保育の実施		特別保育相談を実施 特別保育一時入所(一時保育、ショートステイ、トワイライトステイ)の実施	保育ママ	

必要なもの

職種

追加検討事項

3 「産業と学業の復興」プロセス検討シート

## 2 「住まいとまちの復興」プロセス検討シート

	平常時		復興初期期			都市復興基本方針の策定			都市復興基本計画の策定			復興事業の推進	
	事前対策	災害発生	1週間	2週間	3週間	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	2年			
東京都 (参考)		家屋被害状況調査 家屋被害概況の情報収集・公表		家屋被害状況調査 家屋被害状況の調査 家屋被害状況情報の公表	第一次建築制限指定・告示 実施	広域視点での調整	東京都都市復興基本計画の検討・策定・公表			第二次建築制限 知事の同意・建設許可			
墨田区	住民ニーズの調査(専門家の協力を)	家屋被害状況調査の実施 台帳の作成・公表 マシナリ調査 り災台帳の作成開始	墨田区都市復興基本方針の策定・公表	危険区域の作成		復興対象地区の指定・告示 の重なる復興地区 復興促進地区 復興調整地区	東京都都市復興基本計画の検討・策定・公表 被災市街地復興推進地域 地域の指定 建築制限の実施		復興まちづくり計画等(都市計画法による手続き等) 復興都市計画原案等の作成 復興都市計画等の策定		まちづくり協議会	災害復興事業 災害復興事業計画の策定 災害復興事業の推進	
① 墨田区建設産業組合	東京建設産業組合として参加協力者に対する意図の統一と連絡調整等の整備を行う。	関係者との連絡・仲介を図る。			被災事故と関係するものに関する被害を受け付け事務処理を行う。		復興に至るまでの機能者達の計り取りなどできる限りの派遣委託情報を取りまとめる						
② 都市計画家(一級建築士、技術士:総合技術管理・建設部門)	平常時防災活動への協力	初期期への協力		復興方針策定への協力			復興基本計画策定への協力					復興事業推進への協力	
③ JIA日本建築家協会	全国災害ネットワーク活動	住宅相談・現地個別建物被災調査	同左	住宅相談	同左	地域に根ざした復興まちづくり計画案作成への協力	同左	同左	同左	同左	同左	復興まちづくり事業への協力 住宅再建事業への協力	
④ 技術士(総合技術管理部門、建設部門)	地震防災・減災の啓発活動(まち歩き・ガイドマップづくり講座等)		土木構造物の健全度の調査及び評価(土木構造物等インフラ危険度の調査)										
④ 労働安全コンサルタント(労働安全衛生法第82条)			被災構造物の撤去・改築・新築に伴う工場の労働安全衛生対策及び改善に対する指導及び監視										
④ 宅地危険度判定士	地震防災・減災の啓発活動(まち歩き・ガイドマップづくり講座等)		被災地の宅地危険度の判定										
⑤ 行政書士	防災まちづくりに関連する行政手続きに係る相談会の実施	災害被害被害者対策としての仮設住宅入居申請に伴う相談及び代行申請	墨田区における復興総合相談窓口における相談対応(行政手続きを担当)			り災証明発行に関する相談							
⑤ 宅地建物取引士(宅地建物取引業)	防災上優良な物件のあっせん	賃貸物件あっせん相談	墨田区災害総合相談窓口(仮称)における総合相談(外国人・要援護者を含む)		権利関係調査への協力・成年後見に係る協力(要援護者等)								
⑤ 専門家	学会、業の支部会員の防災対策の啓発(地域における専門家の確保の視点から)	会員の被災状況の確認(地域における専門家の確保の視点から)								復興まちづくり計画立案・策定への協力		災害復興まちづくり事業への協力	
⑥ 不動産鑑定士		情報収集	墨田区における復興総合相談窓口における相談対応	ボランティア団体との支援内容の協議	被害規模の確認	建築物建て替え事業、共同ビル事業の計画立案資金計画の対応	不動産の従前価格評価、災害後の適正価格評価(所有権、借地権、居地)	災害における家賃評価、地代評価				まちづくり計画の推進・復興計画の策定	
⑦ マンション管理士	災害対策事業の統括機関として被災者の救済についての連携、被災者間の意思統一・情報共有を図る。	応対事業者への連絡と報告受理	関係機関への連絡報告等		報告書等の取りまとめ					復興まちづくり計画立案・策定への協力		災害復興まちづくり事業への協力	
⑧ 墨田区 住宅課(災対建設部 第二建設隊)		家屋被害状況の調査	一時提供住宅にかかる供給可能量の把握・確保 応急仮設住宅供給可能量の把握・提供調整等 被災者への対応			応急仮設住宅の建設可能用地の確保(公有地・私有地)	応急仮設住宅の建設及び入居手続き			マンション等の建て替え・修繕に関する相談対応			

### 3 「産業と学業の復興」プロセス検討シート

事前対策	直後	1週間～	2週間～	1箇月～
<b>産業被害状況の把握</b>				
	支払い猶予の国要請			
<b>一時的な事業スペースの確保支援</b>				
	設置に関する都協議	仮設工場・店舗設置組合支援 物件情報収集・提供	・住居併用型応急仮設の供給 ・学校厨房利用 ・規制緩和 ・空店舗活用 等	
<b>個別施設・共同施設等の再建のための金融支援</b>				
制度融資	金融機関資金準備要請	事業主組合等への周知 応急小口資金の設置・運用	・補助・融資の活用 (店舗再建補助がない、 組合設立による融資活用)	信用保証協会基本財産の造成
<b>事業再開支援</b>				
BCPの策定支援	状況把握 総合的な相談窓口設置 新規取引開拓支援	HP等による情報サービス	・特別措置法等の迅速な対応 ・各種専門家との協力体制	・商店街の維持 (不足業種の誘致、後継者のいない 店舗の同業者への貸出し)
	・復興事業の地元発注 (共同受注、弁当プロジェクト)		・復興イメージの把握 (アーケード、地中化等、まちづくりとの整合) (復興模擬訓練の実施)	異業種交流グループ活用 中小企業センター機器の開放(2～3箇月)
<b>雇用対策</b>				
ハローワークとの連携体制構築	雇用維持の要請 臨時雇用相談等の実施	求人確保の要請 求人情報の把握		
<b>観光復興対策</b>				
観光資源の活用				観光イベント及び施設再開 災害地の観光
<b>消費生活相談等の実施</b>				
	商品安定供給の要請 臨時消費者相談等の実施 消費者団体との連携			
	直後	1週間～	2週間～	1箇月～
ライフライン	電気48.6% 通信17.6% ガス100.0% 上水道79.5% 下水道31.8%	(6日)	(14日)	(30日) (30日)
※ ライフラインの数字は、電気=停電率、通信=不通率、ガス=供給停止率、上水道=断水率、下水道=管きょ被害率 矢印は、全面復旧までの期間で、( )内が日数 出典:首都直下地震による東京の被害想定				



## 2 附属第2研究会：マンション問題研究会

座長 倉本 義之

### 1 相談会・外部講演等

#### 1 当機構と東京都との共催のシンポジウム「専門家と共に考える災害への備え」

##### (1) 平成19年8月21日、「マンション編」(第1回)

講演・グループ相談会を実施した。

講演会については、戒正晴弁護士(兵庫県弁護士会)に、「大規模災害とマンション(防災への取組と課題)」との演題でご講演頂いた。

グループ相談会については、相談希望者の質問内容毎に「耐震」、「マンション管理」、「建替」、「防災」の4つのグループに振り分け、各グループでテーマに関する一般的説明をした後、個別の相談に応じた。45名の専門家が相談対応にあたった。

##### (2) 平成24年7月17日、「～東日本大震災の教訓～」(第6回)

倉本が、「マンションの防災と被災対策」との演題で講演を行った。

講演では、マンション建替に向けた合意形成にあたり専門家の利用が有益であることや長期修繕計画の中に防災対策・震災対策を組み込むべきことの指摘がなされた。

##### (3) 平成25年7月10日、「首都直下地震に備えるマンション対策」(第7回)

「防災対策」、「耐震」、「建替・改修」、「マンション管理」、「その他」の各テーマでグループ相談会を実施した。60名の専門家が相談対応にあたった。

##### (4) 平成26年7月16日、「地域協働編」(第8回)

過去に実施した相談会の事例を元に、マンション問題Q&Aを400部作成し配布した。

### 2 当研究会と工学院大学建築学部、危機管理勉強会(齊藤塾)との共催による講演会

平成23年11月16日、工学院大学にて、中央区総務部防災課長高橋和義氏と工学院大学建築学部教授久田嘉章氏の講演会を開催した。

高橋氏からは、「高層住宅の防災対策」との演題で講演をしていただき、東京都内でもっとも防災対策が進んでいると言われる中央区における高層住宅の防災対策を解説いただいた。中央区では、独自の活動として、中央区高層住宅防災対策検討委員会を立ち上げ、「震災時自立型高層住宅」等の提言を行っているとのことであった。また、全国初となる高層住宅の住民への啓蒙のパンフレット(「揺れる高層住宅」)を作成し配布しており、大変な好評を得たとのことであった。その他、啓蒙DVDビデオの作成やそれぞれのマンション設備に応じた「震災時活動マニュアル」作成支援など様々な活動の紹介があった。さらに、仙台市内に中央区から防災マニュアル作成支援を受けたマンションがあり、当該マンションの東日本大震災における、実際の活動の紹介があった。

久田教授の講演は、「長周期地震動と東日本大震災における新宿・超高層ビルの揺れと被害」とのタイトルで、過去に観測された長周期地震動の事例報告や長周期地震動発生メカニズムの解説などがなされた。今回の東日本大震災発生時の工学院大学校舎の状況を撮影したビデオの上映もなされた。

### 3 相談デスクの構築

来るべき首都直下地震に備えるべく支援機構ホームページ内に設置された「首都直下地震に備えたマンションなんでも相談デスク」への対応体制を構築した。

## 第2 研修

- 1 平成18年5月17日、研究会メンバーが、マンション建替手続の流れの全体像を理解すること、特に紛争が起きやすいマンション建替に関する問題を把握・理解することを目的とし、弁護士会館にて、堀口浩一社団法人再開発コーディネーター協会マンション建替支援事業委員会委員長より、講演をしていただいた。

講演では、最初に、大田区に実在するマンションを題材に、マンション建て替えの流れ、旧区分所有法の問題点、同法改正のポイント等を解説する社団法人再開発コーディネーター協会作成のビデオを鑑賞した。その後、講師によるマンション建て替えについての講演となり、阪神・淡路大震災により建て替えることとなったマンションの事例の解説、旧区分所有法の問題点、区分所有法改正及びマンション建替え円滑化法のポイント、さらには現行区分所有法等の問題点などについて非常に分かりやすい解説をしていただいた。

- 2 平成19年2月6日、研究会メンバーが、災害時のマンションに関する法律問題の全体像を把握することを目的とし、弁護士会館にて、戎正晴弁護士より、「災害時のマンションに関する法律問題」との演題でご講演をいただいた。

講演では、まず、大規模災害が発生した場合、マンションにおいては、4つの問題（区分所有法等の解釈問題、事業（建替え・再建）実施上の問題、公法との衝突、経済的な問題）が発生することの指摘があり、その上で、災害時におけるマンション法について、補修、復旧、建替、再建のそれぞれの法律上の問題点の解説がなされた。

さらに、罹災都市借地借家臨時処理法とマンション復興の問題やこれからの課題としての耐震化促進についての解説までなされた。

### 3 付属第3研究会：企業の事業継続研究会

座長 藤田 千晴

当研究会は事業継続計画（BCP）を中心として、大規模災害後の企業復興の手法について研究する附属研究会である。以下に活動状況について報告する。

#### 1 研究会の目的

この研究会は、様々なガイドライン、考え方の存在する事業継続計画策定において、それぞれの組織形態に合わせた最適なガイドラインを検討するとともに、モデル企業やモデル団体の事業継続計画書を策定・検討することで、企業のみならず自治体や各種団体への事業継続計画導入を促し、発災後の社会的機能の維持を目指すものである。

#### 2 事業継続計画（BCP）とは

事業継続計画とは、災害や事故等が発生し操業度（生産高、売上など）が一時的に低下した場合に、その企業にとって中核となる事業については継続が可能な最低限の低下までに抑え、回復時間をできる限り短縮させ、できるだけ早期に操業度を回復させることにより企業の損失を最小限に抑えるとともに、災害や事故等の発生後でも事業を継続させていくための計画である。

#### 3 活動実績

- ・「中小企業庁：中小企業BCP策定運用指針」の研究発表
- ・中小企業BCP策定運用指針による某企業BCP/BCMの実例研究
- ・「東商：中小企業BCPステップアップガイド」の研究発表
- ・「愛知県：あいちBCPモデル」の研究発表
- ・「静岡県：静岡県事業継続計画モデルプラン」の研究発表
- ・「東京都中央会：事業継続・防災マニュアル」の研究発表
- ・「新潟県：経営戦略と連動した事業継続計画書」の研究発表
- ・「東京都中央会：中小企業向け超簡易版BCPガイドライン」の研究発表
- ・中小企業向け超簡易版BCPガイドラインによる某企業BCPの実例研究
- ・中小企業向け超簡易版BCPガイドラインによる某団体向けBCPモデルプランの実例研究
- ・某団体向けBCPモデルプランの応用例の検証
- ・中越地震、東日本大震災におけるBCP活用事例の研究発表

#### 4 現時点において得られた知見

この研究活動の結果、精密なBCPを策定しようとする中、中小企業庁の指針が最適であるが、そもそもBCPを精密に策定することにどれほどの意味があるのか、作業工数と出来上がったBCPの実用的価値が釣り合わないとの意見が大勢を占めた。また、多くの中小企業にとって、中小企業庁の指針はページ数が多く読みこなすことができないという指摘が多かった。よって、精密度は落ちるが、作業工数との見合いによる実用的価値という観点から、もっとシンプルなBCPモデルを活用するのが有効ではないかという結論に至った。

また、数社のBCPの実例を研究し、企業が作成したBCPでは被害想定やビジネス



某企業BCP/BCMの実例研究発表

インパクト分析に多くの作業工数を費やすとともに、復旧の作業手順の記述が詳細でページ数が多くなるという陥りがちな点が抽出できた。

## 5 今後の活動予定

今後は様々なモデルを利用したBCPの実例を入手し、内容を詳細に検証していくとともに、BCP作成において注力すべき点、簡単に済ませてしまっても良い点などについてピックアップする予定である。

一般的に、大企業を含めた多くの企業においてBCP作成は非常に難しく面倒であるという印象を持たれており、その印象が払拭できるよう今後も活発な活動を継続する予定である。

## 4 付属第4研究会：専門家連携研究会

座長 山本 好

当研究会は、専門家連携を研究するに当たり、①支援機構の構成団体相互の連携、②支援機構参加団体以外の東京の他の資格者団体との連携、③阪神・淡路まちづくり支援機構など他地域の災害復興支援士業団体との連携、を図ることを目標としてその実現のために以下の事業を行った。

### 1 平成18年～23年（座長 小林 慎）

- ・支援機構構成団体の災害対策準備状況アンケート収集及び分析
- ・支援機構緊急連絡網作成

### 2 平成19年

- ・阪神・淡路まちづくり支援機構の「新潟中越中地震に関する緊急提言」の検討

### 3 平成20年

- ・銀座地区の防災にも参加されている医師青木正美先生の講演を実施した。

〔講演内容〕としてご遺体は24時間を超えたら腐敗が始まるため、大量の死者が想定される首都直下大地震においては、防疫のために大量のご遺体袋の準備が必要となることなどであった。

### 2 平成25年度（座長 山本 好）

区、市及びそれ以下の各地域における専門家連携および行政との連携に関連する活動の現状について、情報収集・意見交換を行い、今後のあるべき姿を探るために以下の活動を行った。（第4回は次年度平成26年9月に実施した。）

第1回：平成26年2月

- ① 墨田区災害復興支援組織
- ② 台東区災害ネットワーク専門家会議
- ③ 豊島区（主に東京パブリック法律事務所を中心とした活動など）
- ④ 武蔵野・三鷹地区の⑧士業「事業と暮らしの無料相談会」などの活動
- ⑤ 新宿区本塩町の町会と司法書士会館を軸にした防災活動

第2回：平成26年4月

- ① 板橋区の企業BCPを中小企業診断士が受任している災害対応などの活動
- ② 江戸川区の13団体及び個人による「よろず相談ネットワーク」その他の活動大田区と土地家屋調査士会大田支部との協定による応急危険度判定や狭隘道路などに関連する活動など
- ③ 三多摩地区での司法書士会三多摩支会参加の各支部の活動
- ④ 渋谷区の後援を受け、税理士など10士業で年4回ずつ開催している「暮らしと事業の相談会」などの活動
- ⑤ 新宿区が主導している「専門家集団による街頭無料相談会」（平成25年に第11回目を開催）などの活動
- ⑥ その他の地域の状況

第3回：平成26年6月

- ① 葛飾区の暮らしと事業の相談会、足立区の足立区総合住宅相談会などに各専門家団体が協力している

- ② その他地域では「大島の台風被害」の対応のような支援機構中心の連携活動を迅速に組むことができるようにするための連携が求められる。
- ③ 今後、行政との連携を深めるなどの研究、議論を行っていく必要がある。
- ④ 7月16日のシンポジウムへの対応など。

### 3 今後の展望と研究方針

- 地域自治体と「支援機構」傘下の専門家集団との非常時支援協定を締結することを目標に研究・実践活動を行う。同時に地域防災計画策定に協力できるように研修、実践を行う。
- 首都直下被災時における問題山積の仮設住宅の必要性を最小限に収め、よりよい住環境を事前に作るために「事前復興グループ住宅」プランを各地域において提案できるように研究・実践活動を行う。

## 5 付属第5研究会：防災グリーンツーリズム研究会 座長 山下 義

当研究会は平成23年度の第8期より活動を開始した、「防災グリーンツーリズム」について研究する附属研究会である。以下に、創設以来の活動状況について報告する。

### 1 研究会の目的

この研究会は、農作業体験などを楽しむグリーンツーリズムを通じて、首都圏の各地域と遠方の各地域が日常的に交流を深め、首都圏において地震などの大規模災害が起きたとき各地域ごとに遠方に疎開し、コミュニティを維持しつつ避難するという仕組みを多くの自治体や町内会に導入するための手法を調査し実践するものである。

### 2 防災グリーンツーリズムとは

防災グリーンツーリズムとは、農作業体験などを楽しむグリーンツーリズムを通じて日頃から地方自治体と交流を深めておき、いざ首都圏に地震などの大規模災害が起きたときには、その地方都市に避難民を疎開するという構想である。中越地震などで大きな被害を受けた新潟県の泉田知事が、そのときに全国から受けた支援に対する恩返しとして提唱された。

首都圏で予想されている大規模震災においては、被災者をすべて収容する避難所や応急仮設住宅を設営するのが不可能である。そこで、日頃から町内会単位で特定の地方自治体と交流を深めておき、災害発生時には町内会単位でその地方自治体に避難することで、豊かな自然の中で町内会というコミュニティを保ったまま避難生活を送ることができるようになるというものである。

### 3 活動実績

- 都内町内会の調査先ピックアップ、疎開先のピックアップ
- 都内町内会（練馬区春日町、江東区大島7丁目）のヒアリング結果報告
- 疎開先（福島県埴町、宮城県東松島市）のヒアリング結果報告
- 町内会と疎開先のマッチング手法について
- 福島県矢祭町、練馬区春日町の防災グリーンツーリズムの実践について
- 都内におけるプロモーション活動について
- 広告宣伝手法、マーケティング手法の検討
- 新潟県中越地震10年メモリアルツアーの共催



鈴木正美：矢祭町議員によるご紹介



小泉徳明：春日町本通り商店街会長によるご紹介

#### 4 現時点において得られた知見

今までの研究活動において、防災グリーンツーリズムには潜在的需要（疎開する側）が少なからず存在することが判明した。しかしながら、その需要が供給（受け入れる側）とマッチせずツーリズム運動が進展しないのは、マッチング市場が存在しないという理由だけではなく、広告宣伝が有効に行われていないためそもそも防災グリーンツーリズムの存在が知られていないことに根本原因があると思われた。今後、防災グリーンツーリズムを展開するためには、その大きな効用について積極的なプロモーションを行う必要がある。

また、防災グリーンツーリズムを実践している都内の各町内会と遠地の疎開先とは、年中行事を通じて緊密な関係が保たれていることが判明した。ただ、それは属人的な要素が強く、熱心なコアメンバーによる成果と思われる。コアメンバーの高齢化や引退に伴う活動の沈滞化を防ぐため、活発な活動を維持するための仕組みを構築する必要がある。今後、このような知見を活かして実践的な活動を行っていききたい。



山古志村におけるパネルディスカッション



小国村の棚田(刈り取り後)

# 終章 今後の活動に向けて

代表委員 山口 豊

ここであらためて、災害復興まちづくり支援機構の創立時の「2005年東京宣言」の内容とそれに基づく支援機構の目的に照らして、この10年間の取組みの現状から、支援機構の今後の活動への課題を整理する。

## 1 「2005年東京宣言」とその実践活動の体制づくり

「2005年東京宣言」(〇編〇章参照)は、災害復興まちづくり支援機構の実践行動の規範となるものであり、災害大国日本を考えると、私たち専門職能団体による防災・減災活動の意義は、非常に高いものであると感じる。

「東京宣言」のポイントは以下の5つに目標にまとめられる。

第1に、過去の災害教訓を生かして研鑽する。

第2に、平常時より、住民、専門職能、研究者、行政との連携を図る。

第3に、総合的な視点から安全安心なまちづくりを推進する。

第4に、被害軽減と迅速な復興にできる限りの支援をする。

第5に、専門家の支援連携活動を全国的に広める。

これらの5つの事項は、支援機構の運営規定に示す目的とその業務事項の中に組み込まれている。

支援機構の目的は、運営規定第3条に以下のように記述している。

「支援機構は、大規模災害における緊急・応急事業や復興事業を迅速かつ円滑に進めるため、数多くの専門知識を有する民間の個人・団体等が事前に専門的人材を組織し、復興に係る支援体制を確立し、もって、被災地域の復興と発展に寄与するとともに、事前からの予防対策に関する支援活動にも寄与することを目的とする。」

上記の支援機構の目的で、重要なポイントは、大規模災害発生時の緊急・応急事業や復興事業を迅速に進める体制の構築である。このためには、支援機構の会員組織(17団体の正会員)の夫々が、非常時の専門的な人材の育成組織化を事前に進め、復興に関わる支援体制の確立をさらに進めることが重要である。

災害復興まちづくり支援機構では、非常時の支援活動の進め方について検討を進め、その結果を「大規模災害発生時の復興支援活動計画(案)」(資料編参照)としてまとめ、第9回総会で報告した。その概要を以下の目次構成で示す。

これは、災害復興まちづくり支援機構のいわゆる非常時のBCPであり、被災地支援活動計画である。内容的には、検討中のものや改正するものなどもあるが、基本的な支援活動のタイムライン(行動計画表)、会員組織の支援可能な活動など、情報共有すべき基本事項が示されている。実際、このBCPを作成していたことにより、平成25年台風26号による大島町土砂災害に対して、迅速に支援活動の方針を意思決定ができた。

被災者への罹災証明発行に合わせた被災者への「特別相談窓口」の設置について、東京都から支援機構への要請に対応ができ、支援活動につながった。今後も、災害復興まちづくり支援機構の支援体制と、そのBCPについては、PDCAを回しながら、より実践的な内容になるように継続的に改善して行くことが重要である。

＜災害復興まちづくり支援機構の支援活動計画の目次構成（案）＞

目次	備考
はじめに	作成の趣旨
1 計画策定の目的	支援機構の目的とその背景
2 東京都との協定について	協定内容と関連事項
3 復興支援活動の発動基準	地震と被災のレベルの明確化
4 （緊急）運営会議の開催	召集、支援活動の方針決定および状況報告
5 復興支援活動のスケジュール	災害復興支援活動の予定
6 緊急時連絡体制	WEB171、緊急連絡体制の明確化
7 避難者相談会対応	体制構築、準備
8 自治体支援活動の取組み	自治体との連絡窓口、支援活動取組み、体制
9 活動状況の公表、報告	HP活用、シンポジウム
10 評価および改善	運営委員会、総会
関連資料	
1 会員の緊急連絡網	
2 会員の専門分野支援可能な事項	支援活動のポイント、継続的な見直しが必要
3 初動対応の各自の行動	自身の安全確保が第一
4 情報収集と情報共有化	

## 2 地域と連携した支援活動の重要性

災害復興まちづくり支援機構は、その目的を遂行するため、次の7項目の業務事項を掲げている。（運営規定第4条）

- (1) 大規模自然災害等の被災地域の復興まちづくりに関する専門的支援活動
- (2) 大規模自然災害等における復興まちづくりに関する情報の収集活動
- (3) 平常時における安心・安全なまちづくりに関する支援活動
- (4) 参加団体及び個人、関係団体との交流・親睦活動
- (5) メーリングリスト等による広報活動
- (6) 地方公共団体等が行う各種防災業務に対する専門家の派遣・紹介活動
- (7) その他機構の目的達成に必要な事業

上記の事項について、地域との繋がりを強める普段からの活動が重要である。

私たちは、大災害の発生のたびに、新たな災害教訓を学ぶことになる。東日本大震災では、先述のように大船渡市基石地区の復興まちづくり支援活動に関わることができた。支援活動を通して、地域と連携した多様でしかも継続した支援活動の重要性を強く感じている。広域でしかも大災害に打ち勝つには、地域住民、行政と一体となった支援活動が必要である。地域との繋がりがや信頼関係ができなければ、支援活動は続かない。加えて、多くの支援団体、学識研究者、多様な専門職能メンバーとの連携活動、自治体の広域的な連携活動も重要である。地域、連携、繋がり、継続が支援活動の重要なキーワードである。

私たちは、これらのキーワードをもとに、首都直下地震に備えた取り組みをさらに進

めて行きたい。そのため、〇編〇章で紹介した付属研究会の活動を地域の方々と連携し、協働することで、地域の特性に沿ったより実践的な活動に展開を行うことが必要である。防災何でも相談会の開催、住民や企業と一緒に取り組む防災ワークショップ、実効的な防災訓練の実施、防災マップづくり、住民や企業と取り組む地区防災計画づくりなど、地域防災力の向上につながる成果を上げる活動を行うことにより、地域との繋がりや信頼を平常時から強めて行くことができる。

地域に根ざした普段からの研究会活動は、専門職能団体の強みでもあり、災害復興まちづくり支援機構の正に推進エンジンの役割を担っていると考えている。それらの成果を地域や社会に発信することで新たな地域への展開に活動の輪を広げて行くことが重要である。

### 3 連携の強化、拡充

巨大災害に立向かうには、平常時から多様な分野の専門家の連携が必要であり、正に災害復興まちづくり支援機構は、様々な専門士業組織の集まりであり、被災者へのワンストップでの対応が可能である。多様な専門家の連携の必要性は、阪神・淡路大震災で認識され、さらに東日本大震災の広域災害では、福島原発被害で全国的な広域支援の必要性が認識されたところである。

私たちは、2009年11月の第6期定時総会に合わせて、「災害復興支援全国士業連絡協議会」（仮称）の設立を図るべく、全国の関係者に「呼びかけ」を行い、「我々は来るべき災害にどう備えるか？～これまでの活動の総括と今後の展望～」と題する全国シンポジウムを開催し、次の共同アピールを宣言している。

- ① 2010年7月を目処に、災害復興支援士業全国ネットワークを設立します。
- ② 各地に災害復興支援士業組織の設立を呼びかけるとともに、その設立を支援します。

そして、今回の支援機構10周年記念シンポジウムにおいても、その連携の輪を広げて行くことで、防災・減災、復興支援に関わる専門士業組織の全国的な展開と連携が一層進展することを期待している。

支援機構は、広域避難者支援の活動を進める中で、広域避難者支援連絡会 in 東京のメンバーに参加し、支援活動の連携の輪を広げている（〇編〇章参照）。

同連絡会は、東日本大震災により東京に避難している方々を支援するため、社会福祉協議会、東京災害ボランティアネットワーク、さわやか福祉財団など関係する10団体で組織され、東京に避難している方々の様々な支援活動を行っている。この連携の輪は、今後、予想される首都直下地震などの災害支援活動にも機能していければ良いと考えている。

### 4 情報発信力の強化

これは、災害復興まちづくり支援機構の喫緊の課題と考えている。この10年間の活動を振り返ると、平常時から様々な活動を行ってきたが、残念ながらWebサイトやポスターなどを活用した情報発信、広報が必ずしも十分に行われていないのが現状である。

プロジェクト担当者としても、活動を準備し、取り組んだ結果を分かりやすくまとめて社会に情報発信する意義は大きい。情報発信は、支援機構の会員、会員士業団体の情報共有化として、重要である。また、担当者にも重要な成果として位置づけられる。例え

ば、第7回専門家と共に考える防災への備え」のマンション防災問題相談会の結果を「マンション防災Q&A」の冊子にまとめて、第8回シンポジウムの参加者に配布した。これも情報発信の良い事例であるが、参加者だけに留まる。このため、手間はかかるが、圧縮版を作成するか、シリーズで紹介するなど、Webサイトによる情報発信を進めたい。Webサイトの更新がなければ、ほとんど活動を行っていない印象になる。

また、単に支援機構の取組み活動の紹介や宣伝ではない。防災や減災活動、地域防災力の向上への参考にして頂きたいし、また、被災後の復旧、復興時における専門職能士業の活用にもつなげて行きたい。何より、専門士業の夫々の専門家を地域の身近に感じてもらいたい。

災害復興まちづくり支援機構の特徴は、会員の専門士業組織のバックアップによる活動ができること、各士業団体独自での各種災害現場の視察や被災者との交流あるいはボランティアによる相談活動や支援活動を行っており、支援機構の活動の強化、拡大の原動力になっていることである。これらの特徴をもっと知ってもらい、支援機構の情報発信の内容の充実につなげて行きたい。

特に、情報発信にあたっては、タイミングの良い情報発信、簡潔で分かりやすい表現、身近で信頼を感じる様々な専門分野からの意見の紹介などが重要であると考えます。

## 5 事務局体制の充実・強化

上記の情報発信力の強化を含めて、支援機構の事務局体制の強化・充実、支援機構の活動の拡充に向けて、早急に対応すべき課題である。

各士業組織の代表が集まる運営会議は、支援機構の決議機関の役割を持つ。事務局は、その準備、検討、執行機関である。しかし、専従の事務局員はいない。様々な士業組織、分野、個人の集まりであり、会議の開催も制約される。メールでの情報共有化を進めるのが現実的である。このため、支援機構の執行メンバーである事務局員は、全て役割を明確化し、分担体制と事務局長の監理、代表委員の確認、承認で執行する。以下の責任体制を明確にして、風通しを良くすることが必要である。

- シンポジウム、研究会、研修会などの執行
- 管理担当者の事務局員の役割分担の明確化
- 事務局会議、運営委員会、各種の準備会、実行委員会など議事録作成、報告による事務局管理体制の強化
- 広報（Webサイト情報発信、ポスターなど）担当事務局員の担当の明確化
- 会計担当事務局員の明確化

## 資 料 編

以下に紹介する資料は、災害復興まちづくり支援機構第7期総会に行われた、岩手県大船渡市の副市長である角田氏の講演資料の抜粋である。角田福市長には、専門家に期待する役割は何か、についてのご講演をお願いした、「被災市町村の職員は遠慮深く、専門家の支援に対する客観的な意見は述べにくい。」「私は、国から出向しているので、言いたいことを遠慮なく述べてさせて貰う。」と語り、以下のお話をされた。

この忌憚のない講演は、我々専門家においても、重々、留意しなければならない極めて大事な指摘であった。災害復興まちづくり支援機構に参加する各団体では、この講演資料をもとに、独自に勉強会を開催した団体も幾つかあったほどである。

以下に、その主要な部部を抜粋して紹介する。

### 大船渡市の復興計画・進捗状況 と専門家に期待すること

～災害復興まちづくり支援機構記念講演会～

平成24年11月30日

大船渡市副市長 角田陽介

#### 本日お話ししたいこと

- 1) 自己紹介
- 2) 大船渡市の被害状況
- 3) 大船渡市の仮の復興状況
- 4) 大船渡市のこれからの復興に向けた動き
- 5) 専門家に期待すること
- 6) 被災地の復興に向けた課題
- 7) 最後に

## 1) 自己紹介

ダイヤモンドオンライン

「復興通信被災地のいま【第2回】」

(URL : <http://diamond.jp/articles/-/24416>) より



平成4年国立広島大学附属高校卒業、平成8年東京大学工学部都市工学科卒業、同年建設省入省。

国土交通省近畿地方整備局港湾空港部港湾計画課長補佐、九州地方整備局建政部都市・住宅整備課長、都市局街路交通施設課整備室課長補佐等を経て、平成24年4月より大船渡市副市長。

東日本大震災からの復興に当たっては、国土交通省都市局の地区担当として宮城県亘理町・山元町を担当し、両町の復興計画の策定支援にも携わる。昭和48年生まれ38歳。

## 5) 専門家に期待すること

○大船渡市においては、市街地中心部における土地区画整理事業と津波復興拠点整備事業に加え、22か所で予定している防災集団移転促進事業、約800戸の災害公営住宅整備事業を実施していく予定。

○住民の合意形成はできるだけ住民自身でお願いしたいと考えているが、住民だけでは十分なノウハウがない。

○そのような住民の合意形成のお手伝いは、専門家の方々にぜひお願いしたいところ。また、合意形成を図る上で整理が必要なこと（相続登記、抵当、今のローン、新しいローン、税金etc.）について、個々にどんな話があるのか整理していただけるとありがたいと思う。

しかし、専門家だからこそ、一般人ではないからこそ、これだけは気をつけてほしいということも多い。

特にこれから掲げる事項については厳に慎んでいただくことをお願いしたい。

## 5) 専門家に期待すること

### ①十分な検証なく、無理なことを進めないで下さい

- ・ 学問的な正しさと、現実論はだいぶ違う。 住民の本当の想い、実際に行政が打てる手段は、学問的な正しさと違うことも多い。
- ・ 例えば戸建公営住宅の払い下げ。  
→これは明らかにニッチなサービス
- ・ 現在新築住宅を購入できない人が、後に払い下げを受けられる可能性は相当低い。他制度に乗れないことや様々な縛りになることを考えると、対象者は相当限定される。

## 5) 専門家に期待すること

### ②専門家の自己満足に住民や行政をつきあわせしないで下さい

- ・ ここぞとばかりアンケート調査などを取りたい気持ちはわかります。
- ・ でも、被災者にメリットがないのにこんなことをされては、復興の邪魔です。本当に大事なアンケートに答えてくれなかったりします。
- ・ 東北の人はみんないい人。本当は迷惑だと思っても、遠くから来てくれたからといってお茶まで出して黙っていたりします。相当な意識がないと気づかないでしょう。

## 5) 専門家に期待すること

### ③ バランス感・生活感のない人は、地元に入らないで下さい

- ・ 専門家の提案を盲目的に信じる市民がいらっしゃいます。
- ・ また、宇宙人みたいな提案に、目を丸くする市民もいらっしゃいます。忙しい市長に、自分の提案だといって分厚い資料を見せたりする人もいます。

## 5) 専門家に期待すること

### ④ 都会の価値観を持ち込まないで下さい

- ・ 都会とは全く違う生活をしている人たちです。
- ・ 田舎の価値観を知らない人、理解しようとしなない人は来ないでください。
- ・ なぜ100坪では狭いのか、なぜ公営住宅の駐車場は1戸に複数台欲しいのか、高層建築物がなぜ受け入れがたいのか、なぜ平地は手放さず山を手放したがる人が多いのか、それぞれ事情があります。

## 5) 専門家に期待すること

### ⑤ 全体を見ながら調整する気がない人は来ないで下さい

- ・ 被災者の意見をまとめていただくのは結構ですが、行政や他の主体が受け入れられないものをまとめても、不幸なのは被災者自身です。

### ⑥ 複数の専門家がばらばらにかきまわさないでください

- ・ 言わずもがなです。



## 5) 専門家に期待すること

### ⑦権力を笠に着た発言をしないで下さい

- ・「国の考えはこうだからこうあるべきだ」とか、「市長が良いと言っていた」とか、そういう言い方で住民をまとめないでください。
- ・ニュアンスの違い、考え方の違いが取り返しのつかない問題を引き起こすことがあります。
- ・また、国がOKなものが、市町村がOKとは限りません。むしろOKではないものの方が多いくらいです。

## 6) 被災地の復興に向けた課題

課題は様々。「課題」の全体像を示すことは無理。

しかし、私が考えるに、大きな課題は以下のように整理されそう。

### ①まちづくりの合意形成プロセス

### ②まちづくりを進めるためのリソース（人材、財源等）

### ③復興に向けた経済活動を充実させるための仕掛け

### ④被災前から継続するまちの課題（少子高齢化等）

①はその場その場の試行錯誤。専門家にも期待する分野。

④は先述の「環境未来都市構想」のような取組を推進。

②、③について、考えていることをお話したい。

## 6) 被災地の復興に向けた課題

### ②まちづくりを進めるためのリソース について

○まちづくりを進めるためには、

- ・市役所（町村役場）の職員
- ・業務発注を行うための資金
- ・工事施工等を行う業者
- ・住民の力
- ・新たなアイデアを導入するための知恵 etc.

が必要。

○市役所（町村役場）の職員、業務発注を行うための資金等、  
については、全国的な応援を得ることが不可欠。

45

## 6) 被災地の復興に向けた課題

3月まで横浜でお世話になっていたある方は、「東北はもうだいたい復興しているでしょ？テレビでもぜんぜんやらないし。」と言っていた

某テレビ局の記者曰く、記者本人の取材意欲がいくら高くても、数字が取れないので東北に張り付く人員が削減されているとのこと

一方で、「仙台・国分町が空前の大賑わい」なんていう情報はよく報道されるし、記憶にも残りやすい。

## 6) 被災地の復興に向けた課題

復興財源、復興のための全国の自治体からの派遣等、物心両面の支援は、これからますます必要（土木工事等の発注のピークはまだまだ先）

支援を全国から長期に渡って頂かなければならないが、そのうちすぐに「いつまで東北を優遇するのか」という指摘が出始めるはず

全国の知り合いの皆さんに対して、震災報道の減少は決して復興の終了ではないこと、まだまだ東北の復興には時間がかかることを、訴える必要がある

## 6) 被災地の復興に向けた課題

③復興に向けた経済活動を充実させるための仕掛けについて

本格的な復興にはどうしても時間がかかる

営みの仮復旧・仮復興がなければ復興は続かない

大船渡市の復興は早いと言われている

これは民間の立ち上がりの早さと、がれき処理の早さ

## 7) 最後に

○大船渡市は、「仮」の復興は進んでいる。

- ・がれきは目立つところにはもうない。
- ・仮設店舗ではあるが、商店街や居酒屋等も開店。
- ・ホテルや宿泊施設も、予約は取りにくいが営業中。
- ・水産業も復活。水揚げ高も相当戻ってきている。



いつでも皆さんお越しいただけます！観光気分でも結構。どんどん変わっていく被災地のありのままの姿を御覧頂きたいと思います。

## 大規模災害発生時の復興支援活動計画（案）2013.1129

### はじめに

災害復興まちづくり支援機構（以下、支援機構）は、東京都や墨田区と災害復興に関わる協定を締結しており、大規模災害発生に対応して、支援のための体制や活動を迅速かつ円滑に機能させることが必要である。

そのため、支援機構として地震災害発生時の支援活動が円滑に行えるように支援活動計画を事前に作成しておき、情報共有化しておくことが必要である。

このための準備として、自治体関係者と支援活動の内容や方法などについて予め協議を行い、災害発生時の復興支援活動を効果的に進めるものとする。

### ■目次構成

目次	備考
はじめに	作成の趣旨
1 計画策定の目的	支援機構の目的とその背景
2 東京都との協定について	協定内容と関連事項
3 復興支援活動の発動基準	地震と被災のハルの明確化
4 （緊急）運営会議の開催	召集、支援活動の方針決定および状況報告
5 復興支援活動のスケジュール	災害復興支援活動の凡その予定
6 緊急時連絡体制	WEB171、緊急連絡体制の明確化
7 避難者相談会対応	体制構築、準備
8 自治体支援活動の取組み	自治体との連絡窓口、支援活動取組み、体制
9 活動状況の公表、報告	HP活用、シンポジウム
10 評価および改善	運営委員会、総会
関連資料	
1 会員の緊急連絡網	
2 会員の専門分野支援可能な事項	
3 初動対応の各自の行動	
4 情報収集と情報共有化	

### 1 復興支援活動計画策定の目的

支援機構の重要な業務は、災害の発生時に支援機構の目的を迅速かつ円滑に遂行することにある。

支援機構の目的は、その運営規程第3条に「機構は、大規模災害における緊急・応急事業や復興事業を迅速かつ円滑に進めるため、数多くの専門知識を有する民間の個人・団体等が事前に係る支援体制を確立し、もって、被災地地域の復興に寄与するとともに、事前からの減災対策に関する支援活動にも寄与することを目的とする。」

### 2 東京都との支援協定について

## (1) 東京都との協定内容

### 復興まちづくりの支援に関する協定書

東京都（以下「甲」という。）と東京弁護士会など14団体<sup>1</sup>（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害により東京都内に被害が発生し、復興施策を推進する場合、甲及び乙が相互に協力し、復興まちづくりを円滑に行い、被災住民の生活の早期安定を図るため、この協定を締結する。

#### （総 則）

第1条 この協定は、東京都地域防災計画（災害復興計画）に基づき、甲が係わる復興まちづくりに関する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### （まちづくり支援班の派遣）

第2条 甲は、復興まちづくりに関する次の事項に該当する場合、弁護士などの専門家等で構成する復興まちづくり支援班（以下「まちづくり支援班」という。）の派遣を要請することができる。

(1) 甲が専門相談を実施する場合

(2) 区市町村又は地域復興協議会等から、まちづくり支援班の派遣要請を受けた場合

(3) その他復興まちづくり事業に関して、まちづくり支援班の派遣が必要な場合

2 甲の派遣要請先は、乙の団体等で構成する災害復興まちづくり支援機構（以下「支援機構」という。）とする。

3 支援機構は、甲からの派遣要請があった場合、乙と協議し、別表の専門家及び学識経験者等のうちからまちづくり支援班を速やかに編成し、派遣する。

4 乙は、支援機構からの要請に応じ、速やかに専門家を派遣する。

#### （費用弁償等）

第3条 甲の要請に基づくまちづくり支援班に要する費用に関する弁償等については、別に定めるものとする。

#### （平常時からの連携）

第4条 甲及び乙は、平常時から、復興まちづくり活動についての支援のための情報交換や訓練等を実施するなど、連携強化に努めるものとする。

3 支援機構は、前項の連携強化に当たって、学識経験者等の参画を得るよう努めるものとする。

#### （協議）

第5条 この協定に定める事項に疑義が生じた時、又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲及び乙が協議の上決定する。

#### （有効期間）

第6条 （以下省略）

\*備考：東京都との協定は、当初支援機構の会員14団体と協定が行われた。現在、会員19団体と協定締結を実施。

(2) 東京都市区町村との協定内容の検討・協議

- ・支援機構の「復興支援活動計画」を説明し、自治体との協定締結を進める。
- ・当該自治体に対する被災時における支援機構の支援活動について協議を行い、支援活動をより具体的にする。
- ・自治体ごとに支援機構の窓口担当者と副担当者を決めておき、被災後の自治体連絡を行い、情報収集、ニーズ把握を進める。

(3) 協定を締結していない自治体の支援について

- ・協定締結していない被災自治体への支援活動は、被災状況に応じて、インフラの復旧などを考慮した応援的な支援活動や後方のバックアップ支援活動を行う。

(4) 支援機構の支援活動内容

- ・会員組織の夫々の支援可能な専門事項、支援活動の実績、経験などをまとめて、自治体への広報活動と次の地震災害時の会員相互の支援活動の理解に役立てる。
- ・なお、支援機構の支援活動とは別に応急危険度判定、地盤危険度判定あるいは給与支払いに関する緊急対応などはそれぞれの専門士業で自治体の要請に基づいて別途に進められる。(参考資料参照)

1 復興支援活動の発動基準

- ・地震災害に対して、震度5強以上でかつ激甚災害に該当すると予想される場合を対象に(緊急)運営会議(次項5. 参照)を開催し、支援機構の復興支援活動の方針を決定する。
- ・激甚災害に該当しないと予想される場合においては、支援機構の指揮命令系統の判断に従うものとする。
- ・地震災害以外の大規模自然災害の発生に対しても、上記に準じて実施する。

2 (緊急) 運営会議の開催

- ・大規模地震災害などの発生に対応して、(緊急)運営会議を開催し支援機構の復興支援活動の方針を決定するものである。このため、被災状況の情報把握、被災自治体の状況確認、被災者相談会窓口の構築、要請・ニーズの把握、チーム編成方針、支援活動の報告と対応とフォロー活動、全国的な応援要請などを検討する。
- ・(緊急)運営会議の開催は、支援機構運営規程第17条2項により、代表委員が召集する。代表委員が対応できない場合、事務局長が代行して召集し会議を開催する。
- ・なお、公共交通機関の運休により、会議に出席できない場合は、ML(メーリングリスト)を活用した臨時運営会議に代替することができる。
- ・(緊急)運営会議のメンバーは、事務局会議メンバーを中心とし、出席可能な運営委員とする。

(備考)：支援機構運営規程第14条(種別)には、「この機構の会議は、総会、運営委員会の2種とする。」とあり、非常時の会議規程はない。このため、現在の規程をベースに(緊急)運営会議を開催する。

3 復興支援活動のスケジュール

支援活動の大よそのスケジュールを次のように決めておき、会員と情報共有することで、準備体制を整えて支援活動の迅速性と円滑化を図る。

■ 発災3日間

- ・人命救出・救援活動が懸命に行われている期間である。また、電気・通信機器、公共交

通機関の運行停止、道路交通規制、ライフラインの停止などで支援活動はできない。各土業組織は、この間に支援機構の緊急連絡網の指示命令に備えて支援活動の準備、防災情報の収集に努める。

#### ■ 発災後2週間

・被災自治体との連絡、ニーズ把握、被災者相談会窓口構築などを進める。準備が整い次第に被災者支援相談を始める。また、全国的な後方支援の応援を依頼し、応援体制の構築を進める。

・支援機構は、発災後2週間以内に（緊急）運営会議を開催し、支援活動の方針を検討する。

#### ■ 発災後1ヶ月

・復興まちづくり協議会への支援活動を始める。合わせて、長期支援体制の構築と支援グループ編成の構築を行う。

#### ■ 発災後2、3ヶ月

・被災者の相談事項が急激に増加するため、支援体制を強化する。全国的な支援活動、後方支援を依頼する。

#### ■ 発災後6ヶ月以上

・復興まちづくりへの総合相談対応、支援活動

### 1 緊急時連絡体制

発災後の支援機構の緊急連絡網は、通常のメーリングリストを活用する。

・地震災害時には震度5強以上の場合、緊急連絡をWeb171で行う。最新のメッセージ10件まで記録され、それ以降のメール記録は、古いメッセージが消去されて記録される。

「Web171」で利用する電話：03-3595-2073(安藤事務局長事務所)

・全国的な土業組織体制との連絡体制

(中間)

### 2 避難者相談会対応

・自治体との事前の協議を行い、発災後、速やかに避難者への相談窓口を構築する。

・避難者相談会への準備として、被災者支援制度・法律、救援基金、被災度判定、罹災証明発行手続き、復旧・復興に関する手続き、建物耐震、液状化対策、放射能汚染対策など相談者に分かりやすい資料や「Q&A」を準備する。

(中間)

### 3 自治体支援活動の取組み

(1) 都内自治体の窓口担当者設定

(中間)

(2) 復興まちづくり支援

・行政への支援活動、協議会設立準備などの支援、復興まちづくり計画づくりなどの支援活動など

(中間)

### 4 活動状況の公表、報告

・支援機構のホームページの活用、専門家と考えるシンポジウムなどを通じて、支援 機

構の活動状況を公表、報告する。

<http://www.j-drso.jp/>

## 5 評価および改善

- ・毎年、支援機構の総会に合わせて、運営委員会に支援機構の支援活動の実施状況などを報告し、「復興支援活動計画」の評価および継続した改善を行う。

## 参考資料

### 1 会員緊急連絡網

(中間)

### 2 会員の専門分野支援可能な事項

表一 1 災害復興まちづくり支援機構会員組織の支援可能な事項

段階 専門 士業	平常時の支援	災害支援 -発災後2週間 以内-	復旧・復興支援 -発災後1ヶ月以降-	復興計画支援 -発災後6ヶ月以降-
弁護士	災害法制度・各種復興事業の事前研修・講習。災害時法律相談対応マニュアルの作成、解説。BCPの作成支援、説明会・相談会の実施。土業連絡組織の全国連携拡大。	避難所相談、電話相談など各種法律相談会の実施。法テラスとの連携による法律相談場所の確保と各種法律相談の実施。被災者生活支援制度など緊急の生活資金支援制度の紹介、相談。各種行政サービスに関する情報提供。	各種法律相談の実施。被災者生活支援制度や災害弔慰金制度など生活再建制度の紹介、相談。被災ローン減免制度の紹介、その他債務処理問題全般の相談。土地区画整理事業、防災集団移転事業などの法制度、復興計画の説明。	各種法律相談（相続、土地の境界、借地・借家、マンション再建、住宅ローン・担保権、各種復興事業による土地買い上げなど）の実施。裁判及び裁判外紛争処理（ADR）による紛争解決。復興事業における住民の議論整理、意向集約、合意形成などへの支援。国・自治体との情報交換。
司法書士	将来災害が起きた際に生じ得る法律问题・資金問題・住宅問題の対応マニュアルの作成、説明会・相談会の開催。災害時の他土業との連携の為の日頃からの意思疎通。	法テラス等緊急の相談場所の確保、法律相談の実施。罹災証明申請手続や被災者生活支援制度等の緊急の生活資金支援制度の紹介、相談。	被災者生活支援制度や災害弔慰金制度を初めとした生活資金支援制度が使用できることの周知活動。二重ローン問題も含め、債務に関する相談や応急仮設住宅入居に関する相談活動の実施。	不動産の権利関係、裁判外紛争処理（ADR）関係、住宅ローン、借家関係、会社代表者死亡等の相続関係、財産管理関係、成年後見関係等の法律问题の相談活動の継続及び登記申請手続や裁判手続等の具体的

				処理による被災者復興支援。
税理士	一般的な税務相談全般。		被災地税務申告納付期限延長、災害損失・復旧費用の税務上の扱い、債務免除、中小企業等の貸付制度などの相談。	生活再建にかかわる会計、税務、税制措置などの支援、相談対応。
行政書士	復興まちづくりの行政手続きに係る相談対応。		各種損害保険申請事前相談、要援護者の仮設住宅入居手続きに伴う相談及び代行申請、復興総合相談窓口の行政手続き相談対応、罹災証明発行に係る相談。	被災者救済に必要な手続き代行、権利義務及び事実証明書類作成代理、代行、事業者等の災害復興の営業許可申請、公的助成等の手続き等。
土地家屋調査士	土地境界問題に関する相談・復元可能な地図の作成に関する助言、緊急車両通行のための狹隘道路（4m未満道路）の解消のための測量・登記に関する相談、未登記建物問題の解消に向けた啓蒙。	土地境界の状況調査支援、応急危険度判定調査支援。家屋・住家等被害状況調査支援。	土地境界の状況調査及び問題解決に関する相談・支援 ・滅失建物の調査及び登記に関する支援、家屋・住家等被害状況調査支援。	土地境界の問題解決・復元のための相談・支援、復興事業に伴う土地・建物の調査測量・登記に関する支援、滅失建物の調査及び登記に関する支援、家屋・住家等被害状況調査支援。
社会保険労務士	人事労務管理、年金、労働社会保険手続き等の相談。		被災者からの労働に関する相談、年金・医療等社会保険に関する相談。	被災者雇用にかかわる相談、支援対応。
中小企業診断士	中小企業BCP作成支援。		仮設施設整備事業など各種復興支援補助金申請支援、行政窓口根回し、事業継続への支援活動、経営相談、仮設商店街設置の支援、地域産業起こし。	事業所の再建・復興にかかわる相談、支援対応、復興まちづくり計画支援。
不動産鑑定士	復旧時から災害に対応する不動産鑑定評価基準の作成。		仮設住宅入居手続きに伴う相談（宅建業）、不動産買上げ評価、被	

			災地土地評価等の相談支援、不動産正当補償への支援、正常な取引価格相談。	
建築士	建物耐震診断相談、建物耐震化相談、まち歩き点検、事前復興模擬訓練、防災セミナー支援。	応急危険度判定調査、住家被害認定調査。	仮設住宅支援、相談業務支援、建物建て替え、改修支援、復興計画ビジョン、復興まちづくり支援、伝統的保存建物修復支援。	復興市街地整備事業、防災集団移転事業、被災者住宅再建支援策・制度の活用相談、自力再建支援、浄化槽設置に関わる相談支援。
技術士	防災教育・防災セミナー支援、まち歩き点検、事前復興訓練、帰宅困難者対策支援、BCP作成支援、地域危険度判定。	被災宅地・調査危険度判定、擁壁・のり面被害状況調査、土木構造物被害調査。	復興ビジョンづくり、復興計画づくり支援、土地利用計画、集団移転計画、インフラ復旧計画、復興整備計画、合意形成支援。	各種復興事業支援、産業復興支援、復興人材育成支援、放射能除染、復興計画合意形成。
公認会計士	企業監査支援、BCP・BCMの策定導入支援。		震災義援金の公平透明性、信頼性確保のために義援金募集や配分プロセスへの関与、被災自治体への会計専門家のボランティア派遣。	生活再建にかかわる会計、税務、税制措置などの支援、相談対応。
弁理士	特許出願等援助制度による特許出願・実用新案登録出願・意匠登録出願の支援、総合的知的財産支援制度による知的創造活動並びに知的財産権の取得及び活用の支援。		震災により影響を受けた手続きの救済措置などの震災復興支援情報の提供、被災者対象の特別相談窓口での無料相談、被災企業に対する知財価値評価を通じた資金獲得などの支援。	特許出願等復興支援制度による特許出願・実用新案登録出願・意匠登録出願の支援、知的資産経営フォーラムの被災地開催。

1. 初動対応の行動 —最優先は自身の安全確保—

大規模災害の発生時には、会員メンバーは、先ず、自身の安全確保を最優先とする。さらに身近にいる家族や関係者に声をかけて生命安全の確保を行う。自身や家族が被災すれば、支援活動は不可能となる。

初動対応行動の優先順位は次のとおり。

- ① 自身の安全、家族、周辺関係者の安全確保を最優先

- ② 負傷者の救出・救護
- ③ 二次災害(初期消火、延焼、薬液噴出・漏洩、建物倒壊など)防止
- ④ 避難・誘導
- ⑤ 安否確認など

発災後、被災地区の3日間は、人命の救出、救援活動が懸命に行われる期間である。「東京都帰宅困難者対策条例」においては、発災時から3日間は、余震もあり、「一斉帰宅の抑制」を方針としている。支援機構の活動は、災害情報の収集と被災状況の把握に努める。その後の余震や被災状況にもよるが、2週間を目安に（緊急）運営会議を開催し、支援活動の方針を検討する。

以下、表-2に初動緊急対応行動を示す。

表-2 災害発生後の初動緊急対応行動

時間経過	行うべき事項と手順	
・被災直後	昼間時被災	1. 自身、家族および近隣者の安全確保
		2. 負傷者確認と対応
		3. 初期消火、二次災害防止
		4. 避難誘導
		5. 安否確認情報発信、情報収集
	夜間休日被災	1. 自身、家族の安全確認
		2. 負傷者確認と対応
		3. 初期消火、二次災害防止
		4. 避難誘導
		5. 安否確認情報発信、情報収集
*順序は列示であり、同時並行でも良い。		
3日間	緊急活動の支障から従業者の一斉帰宅の抑制： 1. ML 緊急連絡対応 2. 準備体制 3. 関係機関、協定先への連絡	
2週間	1. 災害情報収集 2. (緊急) 運営会議開催 3. 支援体制調整・準備 4. 支援自治体連絡・調整	
1ヶ月	復旧・復興方針支援、被災者相談会	
6ヶ月	復興計画づくり支援、避難者再建支援	

## 2. 情報収集と情報共有化

### (1) 被害状況の把握と事前の対応準備

・「首都直下地震等による東京の被害想定」報告書（H24年4）による最大被害想定は、東京湾北部地震でM7.3、震度6強が広域に及び、ライフライン停止：電力1週間、通信2週間、ガス1,2ヶ月間、上・下水道1ヶ月以上など。

### (ア) 建物立地環境の確認と対応

・自宅、勤務先建物、会員事務所等の立地条件、地盤状況を確認し、震度6以上による想定被害を把握し、対応を進める。

- ・液状化被害、地盤変状、建物倒壊、火災、津波浸水など被害想定
- ・避難通路、避難路、避難場所の確認

(イ) 建物・設備の安全対策

- ・建物耐震化、補強対策の実施(自宅、事務所建物)
- ・ガラス飛散防止対策、家具・書棚固定による落下対策

(ウ) 水、食料、トイレなど備蓄品の確保

・巨大地震被害などで公共交通機関の長期の運行停止、余震などで、被災した場所が自宅、勤務先、会員事務所などで備蓄量は異なる。備蓄品は、水、食料、非常用トイレ、毛布、生活用品など3日分を準備する。

(2) 帰宅困難者対応

・517万人の大量の帰宅困難者の発生が予想される。二次災害の発生や東日本大震災時には緊急活動への支障も生じたため、東京都は「一斉帰宅の抑制」を方針とし、次のような内容の帰宅困難者対策条例を平成25年4月1日から施行する。

- ・企業等従業員の施設内待機の努力義務化
- ・施設内待機に必要な3日分の備蓄の努力義務化
- ・大規模な集客施設や駅等における利用者保護の努力義務化など

このため、支援機構会員組織の会員の安全保護と備蓄品の確保が必要となる。

- ・東京都帰宅困難者対策ポータルサイト：

[http://www.bousai.metro.tokyo.jp/japanese/kitaku\\_portal/index.html](http://www.bousai.metro.tokyo.jp/japanese/kitaku_portal/index.html)

(3) 支援活動に効果的なマニュアル、相談会Q&Aなど

- ・有効な情報、ツールは、会員の共有化を進める。資料リストの作成を行い、記述する。
- ・これまでの夫々の専門士業組織の「相談Q&A」を収集し、支援機構の全体の「防災なんでもQ&A」を作成する。



新潟県中越地震妙見の土砂崩れ現場

## 災害復興まちづくり支援機構10年史

企画・編集 災害復興まちづくり支援機構10年史編纂委員会

委員長：佐藤 隆雄（事務局次長）

委員：安藤 健治（事務局長）

//：菊池 千春（事務局員・前代表委員）

//：金子 美佳子（事務局員）

//：中野 明安（事務局員・前事務局長）

//：藤田 千晴（事務局員・運営委員）

//：山本 好（事務局員・元代表委員）

発行 災害復興まちづくり支援機構

発行日 2014年11月29日